

平成24年第9回涌谷町議会定例会（第3日）

平成24年12月21日（金曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議案第 79号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の撤回について
1. 議案第 80号 涌谷町暴力団排除条例
1. 議案第 81号 涌谷町安全安心まちづくり条例
1. 議案第 82号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例
1. 議案第 83号 町立学校設置条例の一部を改正する条例
1. 議案第 84号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例
1. 議案第 85号 工事請負契約の変更契約の締結について
1. 議案第 86号 工事請負契約の変更契約の締結について
1. 議案第 87号 工事請負契約の締結について
1. 議案第 88号 訴えの提起について
1. 議案第 89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）
1. 議案第 13号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯決議について
1. 議案第 90号 平成24年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第 91号 平成24年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第 92号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
1. 議案第 93号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
1. 議案第 94号 平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
1. 議案第 95号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
1. 議案第 96号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第2号）
1. 議案第 97号 平成24年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）
1. 議案第 98号 平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
1. 議案第 99号 平成24年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
1. 議案第100号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）
1. 議案第 10号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出について
1. 議案第 11号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

1. 議発第 12号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課長 兼危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター 副センター長兼 健康福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康福祉課 技術参事	久道光子君	産業振興課長 兼参事兼商工観光室長	村上芳行君
建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君	建設水道課長 兼統括主幹	安田富夫君
会計管理者 兼会計課長	柴村洋子君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育文化課長 兼参事	高橋勝一君	教育文化課長 兼統括主幹	門田勝則君
教育文化課長 兼統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	柳渕茂君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

定例会最終日でございますが、ご案内のように昨日予定までの日程が本日にずれ込んでおります。最終日ということでありまして、議員の皆様にはなお一層の慎重な審議の上にスピーディーな議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。参与の皆様におかれましても、できるだけ説明は簡潔に努めていただくようお願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎議案第79号の上程、説明、撤回許可、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、議案第79号涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

議案第79号涌谷町の給与に関する条例の一部を改正する条例の撤回についての説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

昨日は、大変ご心配やらご迷惑をおかけいたしましたこと、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。ただいま議長さんがおっしゃられましたとおり、目いっぱい今日の一日の議案でございますので、どうか慎重審議の上にもしっかりと対応していただきますように私のほうからもお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それでは、撤回の理由について申し上げます。

議案第78号 涌谷町課設置条例等の一部を改正する条例案が否決となりましたので、関連する本義案第79号につきましては撤回をしていただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

議案第79号涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の撤回について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第79号涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の撤回

については許可することに決しました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第80号 涌谷町暴力団排除条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第80号の提案の理由を申し上げます。

本案は宮城県、宮城県警察、県内全市町村で構成されます宮城県行政対象暴力対策協議会の取り組みで、県内全市町村で暴力団排除条例を制定し、暴力団排除を推進いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

涌谷町暴力団排除条例でございます。

まず、目的、第1条でございます。涌谷町からの暴力団排除に関して基本理念を定め、町の責務を明らかにし、そして暴力団排除に関する施策等を定めることにより暴力団排除を推進し、もって涌谷町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条で定義がありまして、この条例においての用語の意義をそれぞれ各号で定めてございます。

- (1) は暴力団排除
- (2) 暴力団
- (3) 暴力団員
- (4) 暴力団員等

それから7ページにまいりまして

- (5) 暴力団排除活動
- (6) 県暴力追放運動推進センター等
- (7) 公共工事等

についてそれぞれ用語の意義を定めてございます。

基本理念でございます。第3条、暴力団排除は、暴力団が町民生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない、そして暴力団を利用しない、これらを基本としております。

それから、町の責務でございます。第4条、町は、基本理念にのっとり、県暴力追放運動推進センター等との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとするというものでございます。

それから、公共工事等における措置でございますが、第5条、町は、暴力団員等を町が実施する入札に参加させないこと、その他の公共工事等からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとします。2項としまして、町は、当該契約の相手方が暴力団員等を下請け契約の相手方としないことその他の暴力団排除の

ために必要な措置を講ずる旨を定めるものとします。第3項、町は、当該契約の相手方が暴力団員等による不当な行為を受けたときは、県に報告するとともに、所轄警察署に通報すること、その他の暴力団排除のために必要な協力を行う旨を定めるものとします。

次に、暴力団排除活動に対する支援でございます。第6条、町は、町民が暴力団排除活動に自主的に取り組むことができるよう、町民に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとします。

保護その他の措置でございます。第7条、町は、暴力団排除活動の実施に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められるものに対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとします。

訴訟の援助でございます。第8条、町は、暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとするものに対し情報の提供その他の必要な援助を行うことができるとしております。

啓発活動でございます。第9条、町は、町民が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう広報活動、集会その他の啓発活動を行うものとするというものでございます。

それから、県及び他の市町村との連携、第10条、町は、暴力団排除に関する施策の推進に当たっては、県及び他の市町村との連携を図るものとするというものでございます。

それから、委任でございます。第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

これで、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） 涌谷町にこの暴力団員は何人該当しておりますか。

そして、あと今テレビでよく話題になっている、東京あたりで関東連合とかという予備軍みたいなグループがあるんですけども、そういうのはこれには該当しないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） すみません。町に暴力団員が何人いるかについては、ちょっと手元にはないですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、11番長崎議員さんに私のほうからお答え申し上げます。といいますのは、私もかつて暴力犯捜査係長といたしまして捜査に従事した経緯がございます。実態は、町としては把握しておりません。ともに県警等々の連携を密にいたしまして、これまでも公共施設等の暴力団等々の排除ということで協定を結んでおります。ともに連携を取りながら、どうかなというようなそういう人物等々に対しましてお互いに連携を取りながら情報交換をし、排除をするというのがこの趣旨のねらいでございますので、改めて町のほうで具体的に実態を、人物について把握をするということはいたしておらないのが実情でございます。でありますので、関連するこの人物等々についてもある程度の情報交換において把握するものだなというふうに見ておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 広域対応……。町長。

○町長（安部周治君） これには、具体的に該当するかしらないかということについても、先ほどお話ししましたように県警等々との連携によって、その人物が具体的に把握されているかいないかによって情報交換ができるのかなというように思っています。でありますので、町民の皆さん方からいろんな事件あるいは困り事、あるいはそういう事案等について相談があった場合は県警等々と連携を密にしまして、その対応等々を協議しながら排除活動に努めるというようなこととさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号 涌谷町暴力団排除条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号 涌谷町暴力団排除条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第81号 涌谷町安全安心まちづくり条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は涌谷町町民憲章「みんながすこやかに」に基づきまして、町民の生活の安全に関し、町、町民、事業者が一体となって、地域の安全活動の推進及び犯罪等が起りにくい環境整備を行い、安全で安心して暮らすことができる町を実現することを目的として制定いたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） それでは、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

涌谷町安全安心まちづくり条例についてご説明申し上げます。

目的でございます。第1条、町、町民、事業者が一体となって、地域における犯罪や、青少年非行等が起りにくい環境の整備を行うことにより、安全で安心して暮らせる事ができる地域社会のまちを実現することを目的として制定するものでございます。

定義でございます。第2条、この条例におけるまちづくりとは、犯罪の防止に関する自主的な活動、環境の整備、犯罪の発生する機会を減らすための取り組みをいいます。

基本理念でございます。第3条、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、町、町民及び事業者が連携、協働により安全で安心な地域社会を実現することを基本理念とするものでございます。

町の責務でございます。第4条、町は、基本理念に基づき、町民、事業者及び関係行政機関との連携を図り、次の施策を推進しなければならないとするものでございます。

- (1) 安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- (2) 安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- (4) 第1条の目的を達成するために必要な施策

町民の責務でございます。第5条、町民は、基本理念に基づき、安全安心まちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努め、安全安心まちづくりを推進する活動に取り組み、町の安全安心まちづくりの施策に協力するように努めなければならないとするものでございます。

事業者の責務でございます。第6条、事業者は、基本理念に基づき、自らの事業活動が安全で、安心して行われる環境の確保に努め、安全安心まちづくりに必要な措置を講じ、町の安全安心まちづくりの施策に協力するように努めなければならないとするものでございます。

相互協力、7条に規定してございます。安全安心まちづくりの基本計画でございます。

第8条、町長は、施策を総合的に推進するために、基本計画を定めなければならない。第2項、町長は、基本計画に町民及び事業者の意見を反映させなければならないとするものでございます。第3項、基本計画は、速やかに公表しなければならないとするものでございます。第4項は、基本計画を変更する際の準用規定でございます。

安全安心まちづくり活動重点推進地区等でございます。第9条、町長は、必要であると認める地域を安全・安心まちづくり活動推進モデル地区として指定することができるものとするものでございます。

安全安心推進協議会の設置、第10条、推進協議会についての規定でございます。

12ページをお開き願います。

第2項、協議会の組織、運営に関する委任でございます。

委任としましては、第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） 2条に「犯罪の防止に配慮した環境の整備」とありますけれども、夜間、町が暗いんですね。ですから、「町民一人ひとりが『自らの安全は自らが守る』」とこう3条にあるんですけども、やはり事業者というか行政のほうでもう少し街路灯をふやすとか防犯灯をふやす、特に私のところは場末なので暗いんですね。ですから、うちは隣同士で夕方になったら電気をつけると、できるだけ明るくするようにしているんですけども、今は寒いからあれなんですけれども、もう少し暖かくなると真夜中に堤防に随分集まるんですね。ですから、そういう不安もあるし、もう少し場末のほうを明るくしてほしいと。そういう制度ばかりじゃなく、実際に実行するような方法を考えてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） 防犯灯、街路灯の計画的な整備というご質問だと思います。防犯灯、街路灯につきましては、町の防犯協会を通じまして年次計画と申しますか1年に1回ですね、全部というわけにはまいりませんので、年次計画をもって整備をしたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 8条で「基本計画を定めなければならない」となっていますが、基本計画はいつまでにつくる予定なのかということと、それから涌谷町安全活動等の援護に関する条例というのがありまして、こういう活動に対して事故があったときには町が見舞金を支給することが条例で定められていまして、その条例のもとに規則がございます。規則の第2条を見てみますと、「町内幼稚園、小学校、中学校のPTA等」というのがあるんですが、保育所、保育園がこれは抜けていたのかなということと、今回のこれを定めることによって、また次の条例でさくらんぼこども園の設置条例がありますので、それとあわせてこの規則の整備をしていったらどうなのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） 1点目のご質問でございますけれども、基本計画の策定の時期につきましては、条例の施行日が4月1日以降となってございますので、4月1日以降に推進協議会を開いて定めたいと思っております。

2点目につきましてですが、いろんな役場内に加盟する各団体もございますので、協議をして今後検討してまいりたいと思っております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 涌谷町安全安心まちづくり条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号 涌谷町安全安心まちづくり条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第82号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は来年度の4月1日に開園いたします児童福祉法による保育所並びに学校教育法による幼稚園を包含する施設涌谷町さくらんぼこども園を設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定いたしますのでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 今、町長の提案理由で申し上げたとおり、地方自治法の第244条の2第1項の規定により制定するものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。

第1条につきましては、趣旨の制定でございます。

第2条につきましては、施設の設置、名称及び位置を規定しておるものでございます。第1項で、乳児及び幼児に対して一体的な保育及び教育を実施するため、児童福祉法並びに学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、保育所と幼稚園を包含する施設として、涌谷町さくらんぼこども園を設置すること、第2項として、名称を町立さくらんぼこども園とし、所在地を涌谷町上郡字永根1番地2とするものでございます。

第3条につきましては、施設が行う事業を規定いたしますのでございます。（1）といたしまして保育所保育指針に基づく保育を行うこと、（2）として幼稚園教育要領に基づく幼児教育を行うこと、（3）といたしまして町長が必要と認める事業を行うことの3つを規定してございます。

第4条につきましては、入園資格について規定してございます。（1）では1日保育の長時間保育児に関して、（2）では半日保育の短時間保育児に関して定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5条につきましては、入園手続について規定してございます。4条同様に長時間保育児に関して、短時間保育児に関してそれぞれ定めているものでございます。

6条につきましては、入園児の保育事業と幼児教育事業に係る保護者の方に納入していただく保育料と入園料について規定いたしますのでございます。（1）で長時間保育児に係る保育料につきましては児童福祉法に基づく費用徴収規則（昭和35年涌谷町規則第25号）第2条で定める額、（2）で短時間保育児に係る保育料について涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和44年涌谷町条例第8号）第2条で定める額とするものでございます。いずれも現行の保育料といたすものでございます。

第7条につきましては、保育料の減免事項について規定するものでございます。保育料の全部または一部を減免することができるとするものでございます。

8条につきましては、条例施行に関する委任規定事項を定めたものでございます。

附則といたしまして、施行日と経過措置を規定してございます。施行日は、平成25年4月といたすものでございます。経過措置につきましては、本条例施行前に行った入園、入所手続、それに基づき決定して、承諾行為として本条例によって行ったものと見なす規定を定めたものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第82号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第83号 町立学校設置条例の一部を改正する条例と日程第6、議案第84号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案83号、第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は議案第82号で涌谷町さくらんぼこども園設置条例をお認めいただきましたことから、ひなた幼稚園、町立城山保育所の両施設を閉園、閉所いたしますことから、条例の一部改正をいたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） ただいま一括上程されました議案第83号及び議案第84号についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由でもありましたが、先ほど議案第82号 涌谷町さくらんぼこども園設置条例をお認めいただきましたことによりまして、各関連する部分について一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、条例案の新旧対照表6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページ、議案第83号 町立学校施設条例の一部改正についてでございますが、第5条の幼稚園の名称及び位置、並びにひなた幼稚園を削除いたすものでございます。

7ページ、議案第84号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部改正でございます。第2条第2項（1）として規定しております町立城山保育所に係る条文を削除し、（2）として規定しております児童福祉施設を（1）とするものでございます。

議案書15、16ページにお戻り願います。

議案第83号及び議案第84号、ともに施行日につきましては平成25年4月1日とするものでございます。終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第83号 町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第7、議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は昨年度中に契約の議決をいただきました下水道の災害復旧工事の変更であり、変更に係る予算につきましてははさきの11月臨時会でお認めいただいたところでございます。本契約は、株式会社内海土木と3,507万円を増額いたし、1億1,890万2,000円で平成24年12月10日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

本変更契約でございますが、契約の目的は、23都災第3503号下水道災害復旧工事
工事場所につきましては、涌谷町字本町地内ほか

契約金額が、変更前 8,383万2,000円

変更後 1億1,890万2,000円

契約の相手方 宮城県遠田郡涌谷町字下道砂押一号126番地

株式会社内海土木

代表取締役 内海 裕司でございます。

変更契約の経過についてご説明申し上げます。

現契約につきましては、平成23年12月8日の指名委員会におきまして9社による指名競争入札の執行を決定し、22日の開札、12月28日に株式会社内海土木と契約を締結したものでございます。それで、さきの11月臨時会でご説明申し上げましたとおり、工法の変更によりまして平成24年12月10日に変更を契約し、本日議決を求めるものでございます。この変更につきましては、さきの11月28日の臨時会で担当統括主幹からご説明申し上げました内容でございます。施工箇所等につきましては定例会資料5ページにございますのでご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第8、議案第86号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は昨年度中に契約の議決をいただきました農集排の災害復旧工事の変更であり、変更に係る予算につきましてはさきの11月臨時会でお認めいただいたところでございます。本契約につきましては、株式会社白岩建設と422万1,000円を増額いたし、1億8,534万6,000円で平成24年12月10日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

契約の目的 平成23年度麓岳中央地区（農集排）災害復旧工事

工事場所 涌谷町麓岳中央地区地内

契約金額 変更前 1億8,112万5,000円

変更後 1億8,534万6,000円

契約の相手方 宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏191番地1

株式会社白岩建設

代表取締役 白岩 敬子

契約の締結までの経過についてご説明申し上げます。

平成23年度麓岳中央地区（農集排）災害復旧工事につきましては、現契約につきまして平成23年11月18日の一般競争入札により実施をいたそうといたしましたが応札者なしのため不調となり、同年12月22日9社による指名競争入札により実施したところ予定価格に達しないため不落。明けまして24年1月18日町内4社の指名で執行することにし、2月2日の改札で応札4社、現契約につきましては2月7日に締結したものでございます。

その工事につきまして、単独災害復旧工事の工事量の増等によりまして11月28日の臨時会で予算の増額をお認めいただき、12月10日に変更仮契約を締結し、本日議決をお願いいたしますのでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、議案第86号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、ただいま契約の変更等につきましては企画財政課長からご説明を申し上げましたので、私のほうから主な内容について説明申し上げます。

定例会資料6ページでございます。定例会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

去る11月の臨時議会におきましてお認めいただいた単独費の工事請負でございますが、その部分におきまして定例会資料に記しております青色の箇所、5カ所ございます。丸山二地内に3カ所、迫二地内1カ所、新山二地内1カ所、合わせまして102.7メートルにつきまして管渠の付設替工事を行おうとするものでございます。

なお、事業の進捗の状況でございますが、管路延長を麓岳農集排の場合2,768メートルでございますが、現在1,909メートルほどを完了しておりますと、率にいたしますと約69%ほどになっているという状況でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第9、議案第87号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

本案は9月定例会でお認めいただきました被災ミュージアムの建設工事となります。工事は、仙台市に支社を置く大和リース株式会社仙台支店と5,313万円で、平成24年12月14日付で仮契約を締結したところですが、その工事請負契約について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 工事請負契約の締結でございます。

契約の目的 平成24年度涌谷町立史料館収蔵施設設置工事

契約の方法 条件付き一般競争入札

契約金額 5,313万円

契約の相手方 宮城県仙台市太白区長町南3丁目37番13号

大和リース株式会社仙台支店

支店長 柴 崎 晃

契約の経過についてご説明申し上げます。

平成24年11月14日の指名委員会にて一般入札での執行を決定し、11月22日に条件付き一般競争入札にて公告をいたしております。条件につきましては、事後のメンテナンス等を考慮し宮城県内に本支店を有し、建築工事総合評定値800点以上、ただし町内700点以上ということで公告をいたしてございます。質問については11月29日まで受け付け、4社から31問の質問を受け付け、12月4日からその質問の回答の公表をいたしております。12月10日入札書の締め切りをいたしまして、翌11日に開札をいたしましたが応札は1社のみでございます。12月12日落札候補者の決定及び公告で示す入札参加資格の審査をいたしまして、13日に落札を決定し、17日に仮契約を締結し、本日議会の議決をお願いするものでございます。

なお、工事の概要につきましては教育文化課から説明申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 教育部文化課統括主幹。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） それでは、議案第87号につきまして、議会の定例会資料によりまして工事の概要についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

7ページをお開きいただきたいと思ひます。

町長の提案理由にもございましたが、9月の補正予算におきましてお認めをいただきました収蔵庫の設置工事でございます。設置場所でございますが、住所といたしましては、涌谷町涌谷字新塘下地内、天平ろまん館の北側の駐車場の奥に予定してございます。建設面積でございますが、約200平方メートルでございます。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。

立面図でございますが、四方から見ました立面図でございます。縦9メートル、横21.6メートル、高さ3.4メートルの建物となっているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。

平面図でございます。部屋の間取りでございますが、前室、玄関でございます。収蔵室で構成されておきまして、外壁の内側に空間を設け、さらに鉄骨組による内壁、天井、床を設ける二重壁構造で、内装につきましては資料の収蔵に適した調湿材を使用いたしまして、ドアにつきましては機密性の高いもので、屋根は二重屋根としておきまひます。急激な温度あるいは湿度が生じないような内容となっております。室内の環境につきましては、エアコン、全熱交換機、除湿器により維持保存する内容となっております。文化財の収蔵庫の棚でございますが、10レーンを設置する予定としておきまひます。

工事の内容で変更になったところは2点ございまして、1カ所は、ここにもお示ししてございまして、この図面向かって左側に玄関、前室がありますが、どうしてもやっぱり管理上、下の図面にございましてけれども、南側のほうに変更したほうがいいというふうなことで、1点目の変更をしたところでございまして。

次のページでございますが、2点目の変更箇所でございます。収蔵庫の前に沢が流れておきまして、沢の水の氾濫が心配されるということで、今回基礎部分を5センチ上げまして40センチから45センチに変更をしたところでございまして。以上、2点変更でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第10、議案第88号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第88号の提案の理由を申し上げます。

本案は町営淡島住宅の入居者が長期にわたり家賃を滞納していますことから、涌谷町町営住宅条例第34条の規定に基づき明け渡しを求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 建設水道課長。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、議案第88号 訴えの提起についてご説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第96条第1項の第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

20ページをお開き願います。

訴えの趣旨でございます。町営淡島住宅の明け渡しを請求する。滞納家賃の支払いを請求する。

訴えの理由についてでございます。相手方は、町営住宅に入居契約している者でありまして、長期にわたり住宅家賃を滞納し、本町の催告にもかかわらず家賃は納付されておりません。また、現在はガス、水道、電気を使用しておらず、町営住宅の住居実態が認められないものでございます。

訴えの相手方、宮城県遠田郡涌谷町字一本柳64番地 町営淡島住宅6号、遠山秀行でございます。

訴えの対象物件、町営淡島住宅6号。

次に、授權事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

管轄裁判所につきましては、仙台地方裁判所古川支部でございます。

定例会資料の11ページをお開き願います。

訴えの提起に係る資料を提示しております。滞納の状況、年度別滞納状況、他の滞納状況、公共料金の状況、それから催告等の状況及びその他の情報でございます。ご参照を願いたいと思います。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。



ここで、町長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。町長。

○町長（安部周治君） ただいまから平成24年度涌谷町一般会計補正予算の審議に入らせていただきますけれども、その前に皆様方に申し入れをさせていただきたいというふうに思います。

平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の審議につきましては、昨日議案第78号の涌谷町課設置条例等の一部を改正する条例案が否決となりましたので、これに伴います関連経費494万1,000円の予算執行につきましては凍結いたしますことを前提でご審議していただきますようによろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）について、否決した議案に関する予算の凍結を条件に議案の審議を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）について、否決した議案に関する予算の凍結を条件に議案の審議を行うことに決しました。

ここで10分休憩しまして、再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第89号の提案の理由を申し上げます。

本案は規定の予算額に歳入歳出それぞれ5億4,431万7,000円を増額し、総額を94億1,415万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では国庫支出金におきまして東日本大震災復興交付金、辺地共聴施設整備

事業補助金及び災害廃棄物処理事業費補助金等の増額が主なもので、県支出金につきましては障害者福祉費負担金、子ども手当負担金、災害廃棄物処理基金補助金、園芸特産重点強化整備事業補助金及び畜産経営復興総合支援事業補助金を増額いたそうとするものでございます。

また、繰入金につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金及び震災復興基金繰入金を増額いたし、歳入歳出差額部分については財政調整基金繰入金を減額いたすものでございます。

雑入におきましては、派遣職員給与費負担金等の増額、町債におきましては公営住宅整備事業債及び災害援護資金貸付金を増額いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては震災復興基金積立金及び地上デジタル放送共聴施設建設費補助金の増額となっております。

民生費につきましては、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の増額のほか、障害者自立支援費、子ども手当支給経費及び幼保一元化施設整備事業費を増額いたし、後期高齢者医療保険特別会計繰出金の減額、また災害救助費では災害廃棄物仮置き場管理、運搬委託料の減額と災害援護資金貸付金の増額が主な内容となっております。

衛生費につきましては、予防接種経費の増額のほか病院事業会計負担金について増額いたそうとするものでございます。

次に、農林業関係でございますが、園芸特産重点強化整備事業補助金の増額や新規事業の畜産経営復興総合支援事業補助金の増額のほかに農業集落排水事業特別会計繰出金の増額が主な内容となっており、商工費におきましては中小企業振興資金貸付保証料補給補助金及び勤労青少年ホーム耐震補強設計業務委託料を減額いたすものでございます。

土木費につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金の減額のほか上谷地地内排水整備計画策定業務委託料や災害公営住宅整備事業の増額であり、消防費につきましては自主防災組織支援事業補助金の増額をお願いいたすものでございます。

教育費につきましては、小学校耐震補強設計委託料等の減額や第一小学校マーチングバンド全国大会補助金の増額が主な内容となっております。

最後に災害復旧費でございますが、公共土木施設災害復旧設計業務委託料の減額でございます。その他歳出につきましては、今後の見込みによりそれぞれ措置するものでございます。なお、詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、予算の説明に入る前に、先ほど町長が申し入れをいたしました執行凍結をする部分のご説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページ中ほどにございます庁舎管理経費285万1,000円、この分につきましては営農センターへの移転に伴う備品購入と改修工事の負担金ということで、この部分は執行凍結分でございます。

それから、次のページ上段にございます情報化推進経費のうち11需用費の消耗品費及び18節備品購入費7万円、この分については営農センターに移動することに伴う通信機器類の購入ということで、執行の凍結を

いたします。

それから、飛びまして45ページ。

45ページ中ほどにございます災害対策経費の12節役務費200万円でございますが、これにつきましては危機管理室の機器類の移設ということで、この分も執行の凍結をいたします。

なお、執行凍結の方法につきましては、財務会計システムのほうでこの分の予算について執行できないように措置する予定でございます。

それでは、人件費の説明に移ります。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書の54ページをお開きいただきたいと思います。

人件費関係につきまして、一括してご説明いたします。

まず、特別職のこの表の下の方の比較のところを見ていただきたいんですけども、報酬で8万8,000円の減でございます。地域公共交通会議や看取り推進事業委員に係る報酬の減でございます。

続きまして、55ページを隣ですけれどもお開きください。

給与費の中の給料415万2,000円の減でございますが、年度途中の退職者及び育児休業に係る職員の減でございます。それから、共済費につきましても同じ理由でございます。

次の表に行きまして、職員手当の内訳でございます。管理職手当の減につきましては、年度途中の退職者に係るものでございます。それから、扶養手当、住居手当、通勤手当につきましては、扶養手当につきましては6人の職員にかかわる減、それから住居手当につきましては2人の職員にかかわる増、それから通勤手当につきましては4人の職員にかかわる減でございます。

続きまして、時間外手当でございますけれども、これにつきましては一般管理費で春の鞆馬、秋の山唄等での警備員不足を職員で補った分で、今後の見込みで増額をお願いするもの、それから税務総務費で申告等今年度の見込みによる不足分をお願いするもの、それから商工総務のほうで職員病気休暇に伴う増額をお願いする、こういったものが主な内容でございます。

それから、次の段の期末手当、勤勉手当の減につきましては、年度途中の退職者と育児休業の職員にかかる減額でございます。

それから、一番下の（2）その他でございますが、退職手当負担金の増額につきましては、年度途中の退職者または退職予定者9人分の特別負担金の増額でございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 以下順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、5ページ、第2表繰越明許費でございます。8款土木費4項住宅費の災害公営住宅土地造成等事業につきまして、5,347万7,000円の繰越明許費を今回設定するものでございます。

それから、第3表債務負担行為負担行為補正でございますが、債務負担行為の追加ということで財務会計システム賃借料等、期間が平成24年度から平成30年度、限度額6,000万円。それから、戸籍総合システム賃借料等で期間が平成25年度から平成30年度までで、限度額3,928万3,000円を追加するものでございます。

第4表地方債の補正でございますが、災害公営住宅整備事業につきまして1,950万円を増額し、限度額を9,230万円にいたそうとするものでございます。それから、災害援護資金貸付金につきましては2,000万円を増額し、限度額を5,680万円にいたそうとするものでございます。

それでは、予算書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 12款分担金及び負担金からでございます。2目民生費負担金1節児童福祉負担金で108万3,000円の増額でございますが、城山保育所、涌谷保育園の入所負担金並びに入退所を含めました年度末までの確定見込みにより、それぞれ増額減額をいたすものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 2節の老人福祉費負担金でございます。これにつきましては、入所者の所得階層の変更による減額でございます。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 13款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料5節体育施設使用料①プール使用料3万2,000円の増額をお願いするものでございます。

ことしのプールの利用人数でございますが、2,305人と昨年より82名ほどふえた結果となりました。終わります。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、14款国庫支出金1目民生費国庫負担金1節児童福祉負担金で113万7,000円の減額でございますが、年度末までの年間運営費確定見込みにより②涌谷保育園運営費負担金で296万5,000円の減額、③他市町村保育所運営費負担金で182万8,000円の増額をいたそうとするものでございます。負担率は、2分の1となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 7節の障害者福祉費負担金1,025万円でございますが、障害者自立支援法の改正から改正法への移行に経過措置や緩和措置がありました。平成24年4月1日から新体制への移行が行われましたことによる影響額が主なものでございます。特に、⑧の介護給付費につきましては、身体の授産施設や私的厚生施設から生活介護または施設入所支援の移行による影響額でございます。国庫負担率は、2分の1でございます。

12節子ども手当負担金でございます。540万5,000円、これにつきましては平成23年10月1日施行の平成23年度における子ども手当の支給等に関する特例措置法が24年3月31日までとなっていたものですが、未申請者が多かったため遡及支給の特別措置法が24年9月30日まで延長になりました。そのことによりまして、子ども手当の支給が新児童手当から支給していたため、それらの精査とそれから24年度の新児童手当の見込み額を計上したものでございます。以上です。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございますが、⑩の東日本大震災復興交付金につきましては第4次交付分2億7,260万3,000円、この金額は一旦基金のほうに積み立てをいたすものでございます。

それから、⑪の辺地共聴施設整備事業補助金ということで、テレビの地上波デジタル化に伴い難視聴地域を解消するための共聴施設整備事業に対する補助金でございます。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 10ページ、11ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金6節児童福祉費補助金④次世代育成支援対策交付金26万7,000円の減額でございますが、本年度より地域子育て支援拠点事業について補助金から一般財源化になり、普通交付税の算定となつ

たことを受けまして、今回関係事業分について減額をいたそうとするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） ⑤子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金514万5,000円でございますが、新児童手当対応のシステムの変更の補助金でございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 9節災害廃棄物処理事業費補助金7,751万2,000円の増額をするものでございます。災害廃棄物につきましては、今年10月9日環境省へ平成24年度事業分として年度処理計画を立て補助金申請をしておりましたが、10月23日付で平成24年東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業国庫補助対象事業限度額が確定いたしましたので、補正いたすものでございます。なお、今年度の国庫補助限度額につきましては、事業費総額で2億6,223万2,000円に対し、補助率90%で2億3,600万9,000円となるものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、6節住宅費補助金⑧社会資本整備総合交付金130万円の減額でございますが、木造住宅耐震改修助成事業補助金で、当初15戸を予定しておりましたが、現在2戸の申請でありまして、3月までの完成見込みによりまして減額するものでございます。終わります。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、7目教育費国庫負担金1節小学校費補助金及び2節中学校補助金で52万1,000円の増額と40万6,000円の増額でございますが、昨年度に引き続き今年度も東日本大震災により就学困難な児童生徒に対し市町村が認めた就学援助費及び就学等奨励費について、申請に基づき10分の10以内で補助されることになりましたことから、今回対象といたしまして小学生8名、中学生4名分を見込むものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 2目の民生費委託金2節の児童福祉費委託金でございます。子ども手当事務費交付金43万1,000円の減でございますが、年度内の見込みで減額するものでございます。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、15款県支出金1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金で56万8,000円の減額でございますが、先ほどの国庫負担金と同様に年度末までの年間運営費確定見込みにより②涌谷保育園運営負担金で148万2,000円の減、③他市町村保育所運営費負担金で91万4,000円の増額をいたすものでございます。負担率は、4分の1となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 7節障害者福祉費負担金でございます。これは、先ほど国庫負担金でも申し上げましたとおり自立支援法の改正で新法への移行による影響額でございます。県の負担率は4分の1でございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 12節後期高齢者保険基盤安定負担金につきましては、256万3,000円の減額でございます。負担金額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 12、13ページをお開きください。

13節子ども手当負担金でございます。751万9,000円は県の負担分になるわけです。負担率は、それぞれ国保、社保、扶養者等であればらですが、総額でこの額になるものでございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 次の総務費県補助金の②の消費者行政活性化事業補助金につきましては、額の確定によるものでございます。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、2目民生費県補助金4児童福祉費県補助金⑩地域組織活動育

成事業補助金10万2,000円の減額でございますが、民生費国庫補助金でご説明いたしましたことをもって地域子育て支援拠点事業に関する補助事業を今年度から継続しない旨、県より通知がありましたことから、今回全額減額いたそうとするものでございます。終わります。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 次に、9節災害廃棄物処理基金補助金1,311万1,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど総事業費2億6,223万2,000円の事業費に対しまして県の補助5%ということで増額をお願いするものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 3目衛生費県負担金1節保健衛生費補助金226万6,000円でございます。⑩子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金でございますが、これは当初におきまして子宮頸がんに新たな対象、中学1年生になるわけですが、それらの方を予定しておったんですが、これも未接種者がいることから中学校2年から高校1年の未接種者に対象を広げたという額でございます。

それから、⑪のがん検診受診率向上促進事業補助金、それから⑫の食育実践地域活動支援事業補助金につきましては、これは市町村の総合補助金でございまして、内示があった額を計上したものです。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金①農業委員会費補助金で6,000円の増額でございますが、確定によるものでございます。

続きまして、④園芸特産重点強化整備事業費補助金で438万9,000円の増額でございますが、パイプハウス園芸で追加要望が認められ、事業費が確定したことにより増額するものでございます。

⑮畜産経営復興総合支援事業補助金で2,522万5,000円の増額でございますが、東日本大震災で被災した畜舎等の修理、整備に要する経費及び地震によりますショックやストレスで死亡した乳用牛、豚、ブロイラー農家に対し支援する補助金でございます。補助率は、それぞれ3分の1、2分の1となっております。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、6目土木費県補助金1節住宅費補助金⑥の木造住宅耐震改修助成事業補助金331万7,000円の減額ですが、県費のかさ上げ分で国庫補助金同様今後の見込みにより減額するものです。終わります。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、8目教育費県補助金8節幼稚園費補助金①被災幼児就園奨励費補助金8万5,000円の増額でございますが、先ほど教育費国庫補助金の被災就学援助費補助金同様に被災園児を対象に市町村が認めた保育料に係る就園奨励費についても、昨年度に引き続き申請に基づき10分の10以内で補助されることになりましたことから、今回対象園児4名を見込むもので県単補助となるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 3項委託金1目総務費委託金3節統計調査費委託金でございますが、確定見込みにより1万1,000円増額するものでございます。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、4目土木費委託金2節の道路橋りょう費委託金①の河川維持業務委託金18万4,000円の減額ですが、額の確定により減額するものです。

14ページ、15ページをお開き願います。

18款繰入金5目の宅地造成事業特別会計繰入金543万6,000円の増額ですが、宅地造成事業特別会計より繰

り入れするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 2項基金繰入金1目の財政調整基金繰入金でございますが、今回4,900万円の減額をいたすものでございます。減額の主な理由につきましては、先ほど国庫支出金等でご説明申し上げました災害廃棄物処理事業費等の増額により減額いたすものでございます。減額後の財政調整基金の残高でございますが7億7,025万4,000円、7億7,025万4,000円となるものでございます。

次の12目震災復興基金繰入金でございますが5,752万3,000円、これは災害公営住宅整備事業に5,811万9,000円、それから私道災害復旧への繰り入れ分を59万6,000円減額し、552万3,000円を繰り入れいたそうとするものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、20款諸収入の中の雑入でございます。①派遣職員給与負担金1,172万7,000円の増ですけれども、現在東松島市1人、それから宮城県後期高齢者医療広域連合に1人職員を派遣しておりますけれども、地方自治法によりまして受け入れ先のほうで負担するというところでございます。それによる増額でございます。終わります。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） 続きまして、④農業者年金業務委託手数料9万3,000円の増額でございますが、確定によるものでございます。

⑤中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金で63万8,000円の増額でございますが、繰り上げ償還が6名あったことから増額をお願いするものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、②地方公務員災害補償基金事業助成金49万2,000円の増額でございます。東日本大震災の被災地を中心に地方公務員のメンタルヘルス対策に資することを目的に助成されるものでございます。この額で、歳出のほうで職員研修会を開催するというものでございます。終わります。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） 続きまして、⑨全国農業新聞普及推進事務助成金で3万円の減額でございますが、新規購読者に対しまして助成金をいただきまして委員会で記念品を購入し配付していたものが、今後直接記念品が新規購読者に贈られるものとなったことから、今回減額をお願いするものでございます。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、⑩町営住宅防火施設整備補助金6万5,000円の増額をお願いするものでございますが、八雲住宅におきまして住宅火災共済で消火器2本につき5,000円の補助で26本を購入するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 21款町債でございますが、3節の公営住宅整備事業債につきましては復興交付金の第4次までに認められた災害公営住宅整備事業の財源として1,950万円を起債するものでございます。

それから、次の災害援護資金貸付金につきましては、年度末までの貸付額の見込みを立て、2,000万円増額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

○議会事務局長（高橋正幸君） 議会費、議会管理運営経費9万2,000円の増額をお願いするものでございま

すが、議会報告会を年2回行ったことにより、その周知の議会だよりのページ数の増加により印刷製本費の増額をお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君）　続きまして、2款総務費の中の一般管理経費でございます。町長交際費40万円の増額をお願いするものです。昨年につきましては震災で諸事業等の中止がありましたが、今年度、地域間交流や新規計画策定、それから新規事業実施に伴うもので今後の見込みを立てまして、増額をお願いするものでございます。

続きまして、11節需用費の燃料費20万7,000円の増額ですけれども、年度末までの見込みで増額をお願いするものでございます。今年度はワゴン車1台の寄贈を受けておりますけれども、各課への貸し出し等が多くなった分の増額でございます。

続きまして、通信運搬費14万5,000円の増ですけれども、これは税務班のほうで実施しました税の特別徴収推進分に係る不足の見込み額をお願いするものでございます。

続きまして、手数料、電子複写機保守管理手数料17万5,000円の増ですけれども、コピー機の使用の回数増によるものでございます。今年度策定しております行革大綱とか防災計画見直しに係る分で増額になったものでございます。

続きまして、委託料の中の作文試験審査委託料7万6,000円、職員採用試験で受験者増による増額をお願いするものでございます。

続きまして、住宅訴訟委託料70万円につきましては、議案第88号でご可決いただきました弁護士費用でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料3万2,000円につきましては有料道路の通行料、今年度の見込みより不足分をお願いするものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。

職員研修経費の中の委託料で、職員研修委託料44万2,000円増ですけれども、歳入でご説明いたしましたメンタルヘルスで職員の研修会を開催しようとするものでございます。終わります。

○会計管理者兼会計課長（柴村洋子君）　3目会計管理費11節需用費、印刷製本費2万6,000円増額につきましては、これまでの口座振替実施項目に幼稚園、保育園の保育料等が加わることによる印刷製本代として2万6,000円増額しているものでございます。以上です。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君）　次の4目財産管理費、細目1の管財一般経費でございますが、需用費燃料費につきましては公用車の燃料費の増額をお願いするものでございます。

それから、12役務費の手数料、境界確定手数料でございますが、砂田前地区に寄附を受けました5筆の土地の公売に係る境界確定のための手数料でございます。

それから、次の5目企画費、細目1の企画調整費でございますが、震災復興まちづくりにおけるふるさと財団からの助成をいただいております事業のうち旅費を51万円減額し、11節需用費の食糧費、これは食の町民まつりへの出品用の食糧費30万円、それから12節役務費につきましては薬用花壇整備手数料、これは医療福祉センターの前に整備するものでございますが、その手数料21万円に組みかえをいたそうとするものでございます。

次の細目3 基金管理経費でございますが、積立金ということで震災復興基金積立金2億7,260万3,000円でございますが、交付金同額を積み立ていたすものでございまして、積み立て後の震災復興基金の残高でございますが6億7,239万7,000円になるものでございます。6億7,239万7,000円になるものでございます。

次のページ、20ページ、21ページをお願いいたします。

細目4の情報化推進経費でございますが、細節12 役務費通信運搬費でございますが、新住民情報システムのデータセンターとの導通試験等に伴う通信料30万円をお願いするものでございます。

それから、細節13 委託料でございますが、新住民システムの移行に伴う介護認定支援システムの改修の委託料でございます。

それから、細節19 負担金補助及び交付金5,526万2,000円でございますが、歳入でご説明申し上げました国庫補助金同額を地上デジタル放送共聴施設建設費補助金ということで交付いたすものでございます。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） 8目交通安全対策費3 節職員手当等で時間外手当5万3,000円の増額ですが、専従交通安全指導員の時間外手当について実績と今後の見込みに増額をお願いするものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それから、14目諸費、細目2 その他諸費でございますが、細節1の報酬、それから細節9 旅費の費用弁償でございますが、25年4月1日から町民バスの新たな業務委託のための地域公共交通会議を開催するための報酬及び費用弁償でございます。

それから、13節委託料につきましては年度末までの見込みによる町民バス運行业務委託料の減額118万8,000円でございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、徴税费、税務総務費、旅費でございます。これにつきましては、現在コンビニ収納を含む公金収納トータルシステム構築を考えてございます。そのために、先遣地視察旅費として12万2,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いします。

賦課事務経費、委託料でございます。これにつきましては、地籍調査地図の構成による業務委託費用でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それから、5項統計調査費1目の統計調査総務費と2目の統計調査費でございますが、歳入でご説明申し上げました補助金確定に伴う増減と、それから細目27 経済センサス活動調査におきまして23節償還金利子及び割引料ということで、平成23年度の経済センサス活動調査委託金の返還金4万6,000円をお願いするものでございます。

それでは、24ページ、25ページをお願いいたします。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 民生費、社会福祉費総務費の細目社会事務経費でございます。繰出金でございますが、国民健康保険一部負担金の免除事業の繰出金で500万円ですが、これは10月から一部負担金の免除があるわけですが、退職者分は補助がないということで退職者分の額でございます。

それから、特定健診の事務費の繰出金、これは人件費分でございます。

老人福祉費に入りますが、敬老事業経費になります。これにつきましては、事業終了による減額でござい

ます。

それから、5介護保険対策経費でございますが、繰出金、介護保険介護給付費繰出金、これはルール分の一般の分、12.5%分でございます。

それから、介護保険予防事業繰出金、これは公用車の燃料費及び人件費分でございます。

それから、介護保険包括的支援事業の繰出金でございますが、これも訪問車の燃料費、それから成年後見人の報酬等の分を見ております。

それから、介護支援事業勘定の特別会計への繰出金でございますが、これは人事異動に伴います人件費の減でございます。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 7の後期高齢者医療対策経費繰出金につきましては、額の確定により341万6,000円の減額をするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 9老人保健事業推進経費でございます。これにつきましては、介護施設内の看取り推進事業の経費でございます。先週の12月15日土曜日の雨天にもかかわらず、地域包括医療ケア看取りシンポジウムを開催したところでございますが、議員の皆様初め町内外から123名の方々に聴講をいただきました。盛会に終了できましたことを御礼申し上げます。

それで、これらの事業を展開してきたわけですが、当初計画との変更、それから経費の支出に際しての町の規則、規定などと照らし合わせて不都合な支出科目等がございましたので、それらを組みかえいたそうとするものでございます。内容といたしましては、全体事業費として13万円減額するわけですが、報酬賃金を減額いたしまして、報償費とそれから事業完了に向けての報告書の作成を委託料に変更するものでございます。

それから、4目の障害者福祉費でございます。障害者自立支援費でございますが、需用費につきましては成年後見人1名分の申し立て用の印紙代、それから役務費につきましては成年後見人申し立ての登記手数料及び鑑定書の作成に当たる額でございます。

それから、委託料につきましては、入浴サービスにつきましては利用者1名が増したことで、それから移動支援事業、それから日中一時支援事業につきましては利用回数の増によるものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、調査が仙台市等もございますのでそれらの駐車料金、それから扶助費につきましては自立支援法の改正によりまして新法への移行による影響額をそれぞれ補正してございます。

それから、23償還金利子及び割引料につきましては、前年度の精査したもので返還金が生じたものでございます。

次のページ、28、29ページになります。

2項児童福祉費の3子ども手当支給費でございますが、12手数料でございますが、住民情報システム保守管理料でございますが、住基システムと同時に行ったために安く済んだということでございます。

それから、13委託料になりますが、これは上と同様に住民情報、新児童手当の対応のための改修費という額でございます。

それから、20の扶助費でございますが、これは新児童手当分としての23年度の子ども手当、それから新児童手当を精査した額でございます。以上です。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、1目児童福祉費総務費4保育委託経費で、117万3,000円の増額でございます。委託料212万3,000円の増額につきましては、涌谷保育園及び公益保育による保育施設、民間施設5カ所と公立施設4カ所への入所委託に要する年間基準運営費確定見込額による増額でございます。

償還金利子及び割引料95万円の減額につきましては、本来であれば4目児童館において予算措置いたすところ、9月の定例会において1目児童福祉総務費4保育委託経費で予算措置をお願いいたしたところですが、今回減額をいたし、同額を4目児童館費に組みかえをお願いいたそうとするものでございますので、今後このようなことのないよう十分留意いたしたいと思っております。大変ご迷惑をおかけいたしました。

次に、4目児童館費2児童館費運営事業経費で138万9,000円の増額でございます。共済費10万2,000円の増額につきましては、臨時学童保育士に要します社会保険料に不足が見込まれますことからお願いいたすものでございます。

旅費4,000円の増額につきましては、年度末までに不足が見込まれますのでお願いいたすものでございます。

需用費⑥修繕料3万9,000円の増額につきましては、玄関入り口前の雨水ます等の修理に要します経費をお願いいたすものでございます。

備品購入費29万7,000円の増額につきましては、施設西側の門扉更新に要します経費をお願いいたすものでございます。

償還金利子及び割引料95万円の増額につきましては、先ほど4の保育委託経費の説明で申し上げました予算組みかえによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目保育所費2保育所管理経費で3億75万4,000円の減額でございます。共済費4万円の増額につきましては、臨時保育士に要します社会保険料に不足が見込まれますことからお願いするものでございます。

需用費の108万2,000円の増額でございますが、食糧費及び印刷製本費につきましては2月下旬を予定しております城山保育所閉所式に要します経費等、消耗品につきましてはこれまでの実績と今後の見込みにより、修繕料につきましてはお昼寝に床に敷いて使用しておりますアレルギー予防畳106枚の表がえに要します経費をお願いいたすものでございます。なお、閉所後につきましては新設において利用いたすものでございます。

役務費から備品購入費までの減額につきましては、新たに細節といたしまして3幼保一元化施設整備事業経費を設けて管理することといたしましたことから、それに係るものでございます。

次の3幼保一元化施設整備事業経費で3億690万2,000円の増額でございますが、ただいま申し上げましたことによる予算組みかえによるものと、需用費の消耗品332万5,000円と役務費、手数料の幼保一元化施設工事完了検査手数料にかかります2万1,000円と備品購入費で168万円の増額によるものでございます。役務費の工事完了検査手数料につきましては第三者機関への依頼に要する経費を、消耗品及び備品購入費の増額につきましては保育用、事務用及び給食用に利用します消耗備品と施設備品についてお願いいたすものでございます。終わります。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 次に、災害救助費1の災害救助経費でございます。11の②消耗品

90万円の減額でございますが、災害援護資金管理システムを構築する際にパッケージ型ソフトを予定しておりましたが、国の特例により平成30年まで借入れも含みということになりましたので、返済が最長平成43年になることからLGWAN回線を使用するクラウド型ソフトに変更するための減額でございます。

12役務費、災害援護資金管理システム、これは先ほど話したようにパッケージ型をクラウド型にすることでございます。

次の援護資金管理システム初期導入手数料、これもそれぞれ先ほど話したように機種を変更するというところで増減をするものでございます。

13委託料、災害廃棄物仮置き場管理及び運搬委託料につきましては、歳入でも説明いたしました国の補助金額が確定いたしましたので、今後の見込みから4,310万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

15工事請負費の倒壊家屋解体撤去工事におきましても国の補助金額が確定いたしましたので、今後の解体状況を見込み677万1,000円の減額をお願いするものでございます。

19負担金補助及び交付金②のこれにつきましては、一部事務組合負担金でございます。額の確定により、大崎広域事務組合の負担金818万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、21貸付金、災害援護資金貸付金につきましては2,000万円の増額をお願いするものでございますが、今後4カ月の見込みによるものでございます。24年分として11月末現在で16件の貸し付けを行っております。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） 4款の衛生費でございます。1目保健衛生総務費の保健衛生事務経費でございます。委託料で50万円の減、これにつきましては健康管理システムの改修業務でございますけれども、住基法の改正に伴い、同時改修のため減額するものでございます。

それから、2目予防費でございますが、委託料、子宮頸がん等ワクチン接種委託料でございます。歳入で申しあげました子宮頸がんの未受検者、それからちょっと説明漏れましたけれども、ヒブワクチンそれから肺炎球菌も生後2カ月から11カ月を見込んでおりましたけれども、未受検者用として1歳から4歳までの方を追加したことにより増額になります。

それから、結核予防経費につきましては、これは確定による増額でございます。

それから、疾病予防対策経費でございますけれども、これにつきましては新年度、23年度分の精算による増額でございます。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 次の34、35ページをお開きください。

4項医療福祉センター費1目医療福祉センター費2医療福祉センター管理経費91万6,000円の増額をお願いいたします。

11需用費の③燃料費につきましては、A重油等の単価アップとあと年度内消費量を見込み80万2,000円の増額をお願いするものでございます。

⑤光熱水費につきましては、8月、9月の猛暑による電力使用量がアップし、また今年度7月から再生エネルギー発電付加金を新たに負担することとなり、年度内所要額を見込み31万4,000円の増額をお願いいたします。

13委託料につきましても、年度内所要額及び契約額の確定等により20万円の減額をいたすものでございます。

3看護師等奨学資金貸付事業経費につきましても、今年度2名分の新規貸付者を予定していたところですが、申し込みがなかったことから貸付金並びに審査会経費75万1,000円の減額をお願いいたすものでございます。

2目世代館研修館費1世代館研修館運営経費につきましても、11需用費の③燃料費⑤光熱水費につきましては、年度内所要額を見込みあわせて94万7,000円の増額をお願いいたすものでございます。

3目病院費1病院対策経費3,883万6,000円の増額をお願いいたすものでございます。さきの9月の定例会においてご可決いただきました平成23年度病院災害復旧工事に関連し、病棟閉鎖に伴う収益的収入の減額補正をいたしました。経費の負担として一般会計の負担が適当との判断からその全額を増額補正いたすものでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

説明を続けてください。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） それでは、34ページ、35ページをお開き願います。

6款農林水産業費1目農業委員会費の需用費、消耗品費で3万円の減額でございますが、歳入でもご説明いたしました。購読者に対しまして記念品を直接贈られることになったことから減額するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページでございます。

農業者年金事務経費の消耗品費で2万円の増額でございますが、それぞれ年度末までの見込み額でお願いするものでございます。

続きまして、3目農業振興費、負担金補助及び交付金の園芸特産重点強化整備事業費補助金で521万5,000円の増額でございますが、歳入でもご説明いたしました。追加要望で認められたこととあわせて小ネギハウス増設分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、畜産振興費、需用費、修繕料で56万9,000円の増額でございますが、土づくりセンターのローダーのバケット及びエアコンの修繕をお願いするものでございます。

続きまして、委託料で60万1,000円の減額、使用料及び賃借料で32万円の増額、公有財産購入費で172万円の減額でございますが、それぞれ上郡の土づくりセンターにかかわるものでございまして、今年度で賃貸契約が満了し底地分の土地を購入する予定で事務を進めてまいりましたが、地権者から自己財産を減らしたくないとの新たな意思表示がございまして、今回新たに賃貸借をお願いするものでございます。なお、ご本人

は代替地があれば買収に応ずるとのことでございますので、現在農業委員会を通じて代替地を探しているところでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金、畜産経営復興総合支援事業補助金で2,522万5,000円の増額でございますが、歳入でもご説明いたしました東日本大震災の関係で被災した畜舎修繕及びストレスで死亡した乳用牛等の農家に対しまして、補助金として支給するものでございます。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 続きまして、8目農村環境改善センター費1農村環境改善センター運営経費11節需用費でございますが、14万7,000円の増額をお願いするものでございます。温風暖房機の修繕でございます。

12節役務費①通信運搬費2万6,000円の増額をお願いするものでございます。3月までの見込み額をお願いするものでございます。終わります。

○産業振興課参事兼課長兼商工観光室長（村上芳行君） 続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

14目農村地域定住促進対策事業費の石仏広場管理経費の光熱水費で7万4,000円の増額でございますが、年度末までの見込み額をお願いするものでございます。

続きまして、農村整備事業費、繰出金156万5,000円の増額でございますが、農業集落排水事業特別会計の繰り出しをお願いするものでございます。

続きまして、7款商工費1目商工総務費2の商工事務経費の役務費及び使用料及び賃借料、合わせて23万1,000円の減額でございますが、公用車のリース契約の更新によりそれぞれ減額をお願いするものでございます。

続きまして、商工業振興対策経費の報償金2万円の減額でございますが、まちづくり懇話会が終了いたしましたことから確定により減額するものでございます。

続きまして、役務費、手数料5,000円の減額でございますが、計量器検査が完了いたしましたので確定によるものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金で366万9,000円の減額でございますが、中小企業振興資金貸付保証料補給補助金の平成24年度上期分が確定いたしましたことから減額するものでございます。

続きまして、補償補てん及び賠償金で16万8,000円の減額でございますが、元第三小学校跡地の特別養護老人ホームの建設場所の電力柱の移設工事が完了したことによりまして減額するものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。

観光振興対策経費その他負担金で1万円の減額でございますが、確定によるものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 5目勤労青少年ホーム費1勤労青少年ホーム運営経費13節委託料①委託料、耐震補強設計業務委託料127万1,000円の減額をお願いするものでございます。額の確定によりお願いするものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の土木総務経費でございますが、需用費の印刷製本費の増額につきましては今後の見込みによるものでございます。

負担金補助及び交付金で木造住宅耐震改修工事助成事業補助金591万7,000円の減額ですが、歳入でもご説

明いたしましたが、当初15件の予定で現在2件の申請でありまして、3月までの完成見込みがないため減額するものでございます。

次に、私道災害復旧費補助金59万6,000円の減額ですが、額の確定により減額いたすものでございます。

次に、1目の道路橋りょう総務費負担金補助及び交付金ですが、河川愛護会の補助金18万4,000円の減額です。事業終了により、額の確定で減額いたすものでございます。

次に、2目道路維持費、道路維持費補修事業費ですが、需用費の修繕料16万円の増額です。融雪剤散布の修繕で、融雪剤散布機のオーバーフローを行うものでございます。

工事請負費500万円の増額ですが、上涌谷上郡線外舗装補修工事で増額をお願いするものでございます。

備品購入費42万円の増額ですが、自走草刈り機ですけれども、春先からの河川道路等の草刈りを行うものでございます。

次のページをお開き願います。

3目道路新設改良費でございますが、委託料150万円の増額ですが、単6桜町裏1号線測量設計完了に伴いまして250万円の減額と、東日本災害の地盤沈下に伴い上谷地地内の排水整備計画策定業務、面積が50ヘクタールでございます。400万円の増額を行うものでございます。

それから、工事請負費、北田線外道路改良工事、今後の見込みにより36万6,000円の増額をお願いするものでございます。補償補てん及び賠償金、水道施設移設補償、額の確定によりまして36万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、3項都市計画費4目の下水道整備費の繰出金でございます。149万8,000円の増額をお願いするものでございますが、公共下水道事業特別会計に繰り出しするものでございます。

4項住宅費1目住宅管理経費の需用費の消耗品でございます。18万5,000円の増額ですが、八雲住宅において消防検査の指摘によりまして八雲住宅の消火器26本を更新するものと、淡島住宅の臭突ファン3本を更新いたすものでございます。

光熱水費におきましては、今後の見込み額によりお願いするものでございます。

修繕費におきましては、188万6,000円の増額ですが、八雲住宅非常警報設備消防検査指摘によりまして表示灯の回路の不良11基分の撤去取り付け、調整、設置と、それから淡島住宅のフェンスの修繕で今後の見込みによるものでございます。

使用料及び賃借料で、八雲住宅有線放送共同化用の地デジの電波障害の設置撤去までの日割り分として1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、2目建設費災害公営経費の委託料で2,428万9,000円の増額をお願いするものでございますが、新たに中江南地区の土地鑑定委託料78万9,000円と、土地設計委託料、造成、地質調査も含むものでございます。2,350万円です。

定例会資料の12ページをお開き願いたいと思います。12ページに災害公営住宅整備スケジュール等の資料でございます。

まず、初めに整備スケジュールでございます。渋江、六軒町裏地区におきまして24年度末から25年度にかけて造成工事を行い、それから26年4月から入居開始を予定しております。中江地区におきましては、24年

度末から土盛り工事を行い、25年度から26年度にかけて造成工事等を行い、27年4月より入居開始を予定しております。2の中江南の位置図でございますが、場所については岡本病院の北側でメイジとの間になっております。中江南地区の用地の選定の考え方ですが、町民で半壊以上で解体した方と町外から涌谷町に避難している被災者の方を対象とした意向調査の結果に基づいて、東地区に土地を選定したものでございます。用地の条件といたしまして、10戸以上の建設が可能な土地であること、2つ目には利便性のよいこと。利便性の条件といたしましては、学校への通学、日常の買い物、病院への通院等でございます。主な検討場所につきましては、月将館小学校周辺ということで見龍寺浦の岡本米屋向かいあるいは中江南の涌高前、今回選定した中江南などを挙げております。土地条件あるいは直接接続できるような条件等から今回の場所を選定したものでございます。また、農振の白地であり農転の申請等の手続が簡単であり、既存の道路から直接乗り入れが可能であるということで設定しております。それから、公共下水道に接続可能である。ただし、渋江、六軒町裏地区よりも盛り土高が必要であるということでもあります。事業申請に当たりましては、土地の所有者の内諾が必要なことから、事業予定地として国県に報告するに当たり地権者の内諾済みでございます。土地の所有者は3人でありまして、地目田2筆、用悪水路1筆、面積は3,649平米となるものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。渋江地区、六軒町裏地区の配置図でございます。この配置図におきましては、決定ではありませんがほぼ固まりましたのでご説明いたします。

まず、13ページの渋江地区でありまして、A-1からA-2が1LDK、A-1が6戸平屋建てでございます。A-2が、これはバリアフリーの住宅で6戸。Bが2LDK9戸平屋建てでございます。C-1が3LDK3戸で平屋です。C-2が3LDK4戸で2階建てでございます。合わせて28戸になります。

次に、14ページでございます。

六軒町裏地区でございます。C-1が3LDK4戸平屋建て、Dが4LDK4戸2階建て、計8戸でございます。

整備住宅戸数については、中江南地区10戸で渋江地区28戸、六軒町裏地区が8戸、合わせて46戸となるものでございます。

議案書に戻りたいと思います。

工事請負費で5,347万7,000円の増額をお願いするものでございますが、災害公営住宅の土地造成工事等でございます。渋江地区、六軒町裏地区の土地造成工事と今回新たな中江南地区の盛り土工事の工事請負ですが、整備スケジュール等でご説明しました工事期間が22年度から25年度となるため繰越明許をお願いし、計上いたすものでございます。なお、中江南地区の土地の買収経費につきましては、既決予算2億2,000万円のうち11月28日の臨時議会で承認されました渋江、六軒町裏地区の買収価格1億6,412万3,244円の残額差金約5,500万円程度でありますので、その範囲の中で納まる見込みのため予算は計上しておりません。以上で終わります。

○総務課危機管理室長（小島 昭君） 44ページ、45ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費9節旅費で普通旅費19万8,000円の増額をお願いするものでございます。これまでの実績と今後の見込みによる増額でございます。

同じく、11節需用費で67万8,000円の増額でございますが、消耗品費、燃料費、修繕料、いずれについて

もこれまでの実績と今後の見込みによる増額でございます。

12節役務費、通信運搬費で8万6,000円の増額でございますが、災害用の携帯電話の使用料について今後の見込みによる増額でございます。

3目消防施設費19節負担金補助及び交付金で47万円の増額でございますが、浦町地内の水道管の移設工事に伴う消火栓設置工事の負担金でございます。

5目災害対策経費で11需用費、消耗品の4万1,000円でございますが、今後の見込みによる増額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金134万4,000円の増額でございますけれども、自主防災組織の支援事業補助金でございます。自主防災組織につきましては、11月末現在で25の行政区が結成されてございます。今現在、結成の見込みの立っている行政区につきましては9つございます。残りの5つはまだ結成の意向を示しておりませんが、年明け早々、できれば区長さん宅に出向いて結成に向けて働きかけをしてみたいと思っておる次第でございます。

国民保護経費で18節備品購入費13万4,000円の増額でございますけれども、E m-N e t 国民保護緊急情報ネットワーク通信用のパソコンが故障したものでございまして、新たに購入をお願いするものでございます。現在使用中のパソコンのバージョンは2000年のものでございます。終わります。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 次に、10款教育費でございます。次のページをお願いいたします。

2事務局経費で19万6,000円の増額でございます。共済費6万2,000円の増額につきましては、学校教育専門指導員に要します社会保険料に不足が見込まれますことからお願いするものでございます。

需用費の消耗品費10万5,000円の増額につきましては、今後流行が心配されますインフルエンザの予防用液体石けんの購入費をお願いするものでございます。

使用料及び賃借料の2万9,000円の増額につきましては、公用車更新に要しますリース料支払い見込額2万2,000円と特別支援学級児童生徒たちの行事の送迎に使用した車両代に不足が生じたことから、今回自動車借り上げ料として7,000円の増額をお願いいたすものでございます。

次の2項小学校費1目学区管理費2学校管理経費で562万9,000円の減額でございます。共済費18万5,000円の増額につきましては、第一小学校と月将館小学校の臨時雇用職員の社会保険料に不足が見込まれますことからお願いいたすものでございます。

需用費の③燃料費43万6,000円、⑤光熱水費88万円の増額につきましては、それぞれ年度末までの見込みによりお願いいたすものでございます。

役務費13万5,000円の増額につきましては、旧第三小学校で使用してございました教材用薬品の処分手数料、それと地デジ対応により使用しなくなったテレビの処分に係る廃家電リサイクル手数料25台分をお願いいたすものでございます。

委託料ですが、小学校体育館耐震補強等設計、月将館小学校体育館耐力度調査及び月将館小学校体育館の設計の各減額につきましては、契約差金によるものでございます。

また、第一小学校の漏水検査業務委託料で57万8,000円の増額につきましては、東校舎の犬走りと校舎の境部分の漏水箇所につきまして特定ができないため、漏水調査の専門業者により詳細調査をお願いいたす経

費をお願いしてございます。

工事請負費で101万4,000円の増額につきましては、笹岳小学校の防火シャッターの保守点検の折、シャッターをおろしたところ上がらなくなる不具合が生じ、老朽もしているので誤作動によりシャッターがおりる場合があるとの指摘を受けましたので、今回改修に要する経費をお願いいたすものでございます。

備品購入費169万7,000円の増額につきましては、涌谷第一小学校体育館のどんちょう老朽により補修もきかない状況となっておりますので、更新いたす経費をお願いいたすものでございます。

次の1教育振興費で233万2,000円の増額でございます。負担金補助及び交付金④補助交付金で181万円の増額につきましては、10月28日青森県青森市を会場に行われました東北大会マーチングコンテスト大会において金賞を受賞し全国大会出場校に選ばれ、去る11月17日大阪市大阪城ホールで開催された第31回全国小学校バトンフェスティバルにおいて銀賞を受賞してまいりました。その出場に要しました宿泊交通費、楽器運搬代等の経費について今回お願いいたすものでございます。なお、全国大会出場は平成19年、20年、21年と3年連続しておりますが、今回3年ぶりの出場となるものでございます。

扶助費で52万2,000円の増額でございますが、先ほど歳入のほうでご説明申し上げました東日本大震災で就学困難な児童に対して給食費、学用品費等の7項目の就学援助対象経費費用について8名を対象見込みとして歳入増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費2学校管理経費で102万9,000円の増額でございます。需用費②消耗品費の22万円の増額につきましては、年度末までの見込みによりお願いいたすものでございます。役務費①通信運搬費につきましては年度末までの見込みにより、②手数料7万円の増額につきましては旧第三小学校のピアノを涌谷中学校で使用いたしますことから、涌谷中学校までの移設に要します経費をお願いするものでございます。

備品購入費で70万円の増額につきましては、涌谷中学校の生徒用いす40脚及び特別支援教室と理科室に設置しているFF温風暖房機各1台を更新する経費をお願いいたすものでございます。

次の3の外国青年招致事務経費で7,000円の増額でございますが、ALTに要します社会保険料に不足が見込まれますことからお願いいたすものでございます。

次の1教育振興費で扶助費40万7,000円の増額でございますが、小学校費でご説明申し上げましたこと同様の内容をもって4名を対象見込みとしてお願いいたすものでございます。

次に、4項幼稚園費1目幼稚園管理費2幼稚園管理経費で30万8,000円の増額でございますが、需用費①食糧費5万2,000円の増額につきましては、2月中旬を予定しておりますひなた幼稚園閉園に要します経費と、⑥修繕料25万2,000円の増額につきましては涌谷幼稚園南側テラスの犬走りの亀裂がひどくなっておりますので、その修繕に要します経費をお願いいたすものでございます。

役務費①通信運搬費4,000円の増額につきましては、年度末までの見込みによりお願いいたすものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） それでは、50、51ページをお開き願いたいと思います。

3目文化財保護費1文化財保護経費11節需用費④印刷製本費115万5,000円の減額をお願いするものでござ

います。涌谷町の文化財、現在改訂版の編集作業をしておりますが、どうしても震災の関係でできませんので今回減額をお願いするものでございます。

6目くがね創庫費11節需用費⑤光熱水費41万円の増額をお願いするものでございます。年度末までの見込みをお願いするものでございます。

⑥修繕料16万円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、9月補正予算におきましてお認めをいただきました電球をLEDに替えた際、本来でしたら減額しなければならなかったものでございまして、ハロゲン電球の修繕の分でございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費2保健体育事務経費19節負担金補助及び交付金④補助交付金の全国大会等出場補助金23万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、9月23日から25日に大阪で開催されました第15回全国ヤングバレーホール優勝大会出場に伴います涌谷中学生3人分と、3月24日から31日までですが、これも同じく大阪市で開催されます第19回リトルシニア全国選抜野球大会出場に伴います涌谷中学生4人分のそれぞれ宿泊料と交通費の経費を補助するものでございます。2分の1補助となっております。終わります。

○教育文化課統括主幹（川口美恵子君） 2目給食センター運営費です。給食センター運営経費11需用費140万3,000円の増額をお願いいたしますのでございます。これは、いずれも燃料費、光熱水費、修繕料とも年度末までの見込みによって増額をお願いするものでございます。終わります。

○教育文化課統括主幹（門田勝則君） 3目体育施設費1体育施設管理経費7賃金②臨時事務職員賃金、プール受付事務補助員等賃金11万4,000円の減額をお願いするものでございます。額の確定により減額をお願いするものでございます。終わります。

○建設水道課参事兼課長（平塚盛茂君） 52、53ページをお開き願います。

11款災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費ですが、委託料1,778万7,000円の減額をお願いするものでございますが、凍上災の公共災害調査測量設計業務委託料と公共災害査定支援業務委託料の事業終了に伴いまして減額をいたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費でございますが、歳入歳出の差額19万7,000円を減額いたすものでございます。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。ございませんか。ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） じゃあ、後から出てくると思うんですけども、商工振興費と農業振興費に関連があるものですからひっくるめて行きます。

質疑に入る前に、ちょっと企画財政課長に11月臨時会のときに答弁が中途半端だったので、その結果がどういうふうになったかを教えていただきたいんです。これは、温泉のボイラーから出る煙の住民にデータを公表するのは、そのときの答弁では上司と相談をさせていただきたいとこういうふうな答弁でした。だから、上司と相談した結果、どういうふうになっているか。

次に質疑に入りますけれども、まず商店街、商工振興費だから商店街の活性化についてこれまで6番さん

もやったんですけれども、私も別な視点からお聞きしたいと思います。その6番さんに対する町長の答弁では、行政はもうけ仕事はできないとか商工人から声が上がってくるのを待っているんだと、行政からは口は出せないんだとそういう後ろ向きな答弁だったと思うんです。私は、これはちょっとおかしいと思うんですよね。行革大綱の中に「政策提言から業務改善まで実行性のある職員提案制度の導入と取り組み」とあります。そして、その目的は「職員の創造力、研究心とともに柔軟で活力ある行政運営の推進を図る」とあります。ですから、震災後の中心部の商店街というのはもはや中心市街地の商店街ではないと思っております。旧市街地といったほうがよいと思いますね。そして、これまで補助金を中心市街地活性化でいろいろお金を使ってきたんですけれども、それは効果がなかったと。そして、要するに私はこれからは買い物難民といわれる交通弱者とかお年寄りが利用できる店をオープンさせるような方策に切りかえたほうがいいんでないかと思うんです。そして、シャッターが閉められたり更地になったり、震災後そういうふうな所が多くなったんです。そういう家族経営の商店というのは、店をたたんでも誰かに貸すようなことは考えていない人も多いんです。また、貸す場合でも家賃が高いから借り手が見つからない、つまり不動産管理業ができない状況だと思うんです。ですから、商人のほうから声が上がってこないんだと、まちづくり懇話会をしても何も前向きな問いかけがないというのであれば、逆に行政のほうから商工会に所有と利用を分離して商売をやりたい人に使用権だけを与えるような仕組みをつくったらどうですかとか、商工会が不動産管理をすればもしかするとシャッター通りの何軒かの店に明かりが付き始めて地域が、その通りが活性化してくることもあり得るんじゃないかとそういうような行政側から逆に提案をするくらいでなければ、まちづくりというのは、活性化というのは進んでいかないと思うんですね。時間がいつまでたたって進んでいかないと思うんです。

そこで、たまたま今月初めだったか、NHKの「鶴瓶の家族に乾杯」という番組が放送になりました。それで、石川県の羽咋市が放送されたんですよ。そして、その羽咋市のスーパー公務員とかと、「ローマ法王に米を食べさせた男 過疎の村を救ったスーパー公務員は何をしたか？」という本が出ているようなんですけれども、そのスーパー公務員が市長から1年以内に農作物のブランド化をしろとか、あとはその市の中で疲弊した神子原地区、神様の子どもの原っぱと書く神子原地区は高齢化が進んだ、いってみれば限界集落、そこを活性化するように市長から命令されたそうなんです。そして、そのスーパー課長は、じゃあそこでとれる米を農協を通さないで高く売る方法を考えついたそうなんです。そして、さらにその米を有名人に食べさせようと考えて袋も有名な書道家に文字を書いてもらった。そして、農協を通さないで売ったそうなんですよね。そして、有名人に食べさせようと皇室献上米に挑戦したんだけどそれはだめで、じゃあ次に考えたのはローマ法王に米を食べさせよう。そして、バチカン市国に手紙を出したと。そうしたら、なかなか返事が来るわけないと。そうしたら、数カ月もたって東京のバチカン大使館からあした会いたいから大使館に来てくれといわれて……。

○議長（遠藤釈雄君） 11番さん、11番さん、先進事例をもう少し手短にお聞きしたいと思います。

○11番（長崎達雄君） そういうような、市長から職員に指示をするくらいでないとまちづくりは進まないんでないかと。

あとは、6次産業の農業振興のほうですけれども、いろいろ委員を選んで話し合いをしたり先進地を視察しているようなんですけれども、これもなかなか進まない。そして、今生薬によるまちづくりを考えているよ

うですけれども、私は涌谷町出身で大泉一貫さんという農政に詳しい有名な学者が出ているんですが、その方の本をいろいろ読んでみるといろんな6次産業にかかわっているんですね。ですから、そういう方を中に、委員に選んで、そして話し合いを進めればまた別な面で進むんでないかと。そのことについてはどうふうに考えていますか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 1点目の温泉ボイラーのばい煙についてでございますが、前回の議会でちょっと私の手元に資料がなくてちょっと中途半端な回答ということにはなりましたが、ばい煙について今回導入するRPFボイラーの燃料でございますが、単なる廃プラスチックを固めて燃やすわけじゃなくて、原料精製の際に先日質問にありましたダイオキシン発生の原因となります物質については完全に除去してつくられているものですから、ダイオキシンの発生はRPFボイラーでは一切ないという、これはRPFボイラー協会でもいっておりますし、あと一般的なインターネットの情報ではそのように書いてありますので、とりあえずダイオキシンについては炉内の温度が、また炉内の温度についても直接RPFボイラーを燃やすんじゃなくて、燃焼させる前に灯油で炉内の温度を上昇させてから燃やすということで、二重三重のそういう構造になっておりますのでまずダイオキシンの発生はない、RPFボイラーについてはないということでございます。

あと、その他のばい煙については当然法定の点検を受けますので、それらによって出るデータはこちらのほうに報告いただくことはできると思いますので、必要であれば議会の方等でご報告申し上げたいと思います。（「住民に対しては」の声あり）

特に、そのダイオキシン等の危険物質が発生するボイラーではございませんので、特段それに対して住民の発表するという考えは現在のところございません。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、昨日6番の大平議員の一般質問に絡んだご質問でございます。どちらかと一般質問でいただければ具体的にきちっと話しはするんですけれども、私の6番議員さんへの答弁は後ろ向きだというような話しでありましたけれども、訂正してください。

この案件については、何回も震災、震災と長崎議員さんはいいますけれども、この状況が今見えてきているのに何も手を打たないのかというような状況ではまずいというようなことで、商店街の地域の人たちに何かを提案する姿をぜひ持ってくれないかというような気持ちで懇話会を開催して、その懇話会にはアドバイザーとして商工会の方々、それから北部地方振興事務所の振興部の次長さんもアドバイザーに来ていただいて、これまで全国各地等々についていろんな施策等々をご紹介しながら、何かくつつく、取りつくような姿をもってほしいし、持てる姿であれば我々は全面的に側面あるいは正面に立って支援できるような姿づくりをしましょうというような話をしたわけでございますので、どうかその辺のところを取り違えないようにしていただきたいと思います。たったその3回でありましたけれども、やはりこれからはこのままにしておくというような姿は私自身決して思っておりません。でありますので、これからもさらにいろんな施策あるいは考え等々も投げかけながらしっかりと進めてまいりたいなというような考えでありますので、若干時間がかかるかと思いますがこの辺のところはご理解して、議員さんみずからも汗を流していただいてそう

いう情報等々をとっていただきますようお願い申し上げたいなというふうに思います。

そして、また6次産業化の姿でありますけれども、今着々と具体的にJAあるいは農業従事者、経営者等々を交えながら、意欲のある方が今現在模索しているその姿でありますので、さらにそれを支援しなければならないというような考えでありますので、この辺についてもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 羽咋市の成功事例を紹介したんですけれども、羽咋市の市長みたいに職員にこういう提案を出せとか何かとそういうふうな指示というのはできないんですか。

あと、6次産業でもそういう涌谷出身の方がいるんだから、ぜひ涌谷にも力を貸してほしいとお願いする気はないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それらについては、私が就任した当時そういう姿を持ってまちおこし、まちづくりを推進しようということで、きのう、おとといから行革大綱等々も交えたその姿の中に組織改編ということでまちづくり推進課を設けて、専門的なその姿で情報等々を集めながら取り組みをしようというような私の考えでありました。残念です。

○議長（遠藤稔雄君） 次。ございませんか。いいの。じゃあ、締めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数でございます。よって、議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

13番。

○13番（大橋信夫君） ただいま可決されました議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対し、附帯決議を提出したいと思っておりますのでお取り計らい願います。

○議長（遠藤稔雄君） ただいま13番から議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は賛成者がございますので、成立いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 議案第13号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯

決議を日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第13号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯決議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時52分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

提出者の説明を求めます。

○13番（大橋信夫君） 議長の許可が得られましたので、決議文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯決議（案）

「議案第89号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）」については、原案のとおり可決したが、本予算については、否決した「議案第78号 涌谷町課設置条例等の一部を改正する条例」に関連する経費が一部含まれている。

よって、下記の事項について、予算を凍結することを強く求める。

記

凍結事項 「議案第78号 涌谷町課設置条例等の一部を改正する条例」に関する経費
以上、決議する。

平成24年度12月21日

涌谷町議会

以上。

○議長（遠藤稯雄君） これより、提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第13号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手多数であります。よって、議発第13号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の一部凍結に関する附帯決議は原案のとおり可決することに決しました。

休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。



◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第12、議案第90号 平成24年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第90号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億8,973万8,000円を増額し、総額を24億5,286万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では震災による被害者の医療費一部負担金の免除期間延長等に伴う給付額増に対し、国県の補助交付金が見込まれますことから増額するものでございます。また、財源の不足する分につきましては財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。歳出につきましては、保険給付費において震災による被害者の一部負担金の免除期間延長等により今後不足が見込まれますことから増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第90号の説明をいたします。

平成24年度の国保事業勘定特別会計当初予算におきましては、ただいま町長が提案理由で申しました被災対策というかそういうことの免除が年度内ということで、当初予算にはそれを見込んでおりませんでした。その後、3月末に半年間、9月いっぱいまでの一部負担金の免除の延長、それから10月1日から8月末ですけれども、10月1日から25年の3月まで延長というようなことがありまして、今回国庫それから県の補助等がありますのでそれらの補正をお願いするものでございます。

それで、6ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金、県の補助金につきましては、それらの一部負担金の免除等によるルール分の補助金負担金で

ございます。

それから、5の県支出金につきましては、高額療養費の共同事業の負担金、これもルール分でございます。

それから、調整交付金につきましても被災された分の一部負担金の免除分でございます。

それから、共同事業交付金の高額医療費の共同事業交付金になりますが、これは高額医療費80万円を超えた分の59%の交付額ということになります。

次のページになりますが、同じように①の保険財政共同安定化事業交付金ですが、これは30万円から80万円までの8万円から80万円までの高額医療費に対しての59%の、これもルール分ということになります。

9の一般会計繰入金につきましても、これも一般会計の負担分の額でございます。

それから、それらの歳入歳出の不足額を基金で繰り入れをしてございます。361万4,000円になりますが、この予算で財調の残高でございますけれども、1億7,474万8,000円となるものでございます。1億7,474万8,000円の12月末補正予算の残高でございます。

次に、10ページ、11ページになります。

保険給付費でございますけれども、これらも被災された分がほとんどのものでございます。ただ、2番の退職者被保険者の療養給付費につきましては、これは一部国県の補助がございませんので、丸々一般財源の負担ということになります。

それから、5の審査手数料につきましては若干レセプト件数も多いことでの増額でございます。

それから、共同事業の拠出金につきましてもこれも高額医療費の拠出金、それから国保財政安定化事業拠出金のそれぞれ額に応じた負担分の金額となります。

次のページになります。

保健事業費につきましては、人件費でございます。

それから、諸支出金になりますけれども、保険税の還付金、これにつきましては保険税の過誤納還付金、見込みで100万円を計上してございます。

それから、償還金につきましては特定健診の事業、平成23年度分の精算による返還金が生じておりますので、それらの金額となります。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 12月ですから、もうそろそろ3月までの見込みといえますか、多分立てていると思うんですけども税の収納状況ですね、これまでの。前年度と比較して、現在どのような状況になっているかお知らせください。

○議長（遠藤稯雄君） 町民税務課長。（「国保税だけですか」の声あり）

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 大変申しわけございません。ちょっと手持ち資料を持ってきたつもりなんですけれどもちょっと今ないので、後でお答えしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） ただいまの件についての質疑は留保しておきます。あとはいいですか。

じゃあ、4番久議員の質疑に対しては、答えの関係でその部分は一切留保しておきます。

次に、質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

じゃあ、休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

答弁をお願いします。

○町民税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） 大変申しわけございませんでした。

本年度の国保税の11月30日現在で、国保税全体でお答えいたします。一般分、退職部分を含めてですね。現年度分につきましては今現在48.87%、前年対比で0.23%上回っております。滞納分につきましては22.08%、前年度と対比しますと2.12%下回っております。トータルで42.96%で、前年度と対比して全体で0.59上回っているという状況でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 全体で上回っているということでしょうから、そのまま頑張ってください出納閉鎖まで何とか前年度を上回る実績を残してほしいと思います。

決算議会のときはちょっとしゃべれなかったのだけれども、23年度の決算状況から見ますと現年度では87.9%ということで、これは宮城県の平均が88.2。前年ながら、これはちょっと県平均よりは下回っていると。ただ、滞納繰り越し分では32.3%、これは県内平均17.2ですのでこれは県内平均より大きく上回っております。現年度分、過年度分両方合わせたのでいきますと72.7で、県平均64.2ですから、これは宮城県で上から6番目という、ここ何年か年々県平均を上回るような業績を残していることに対しては、職員の努力というんですか、そういったものは大きく評価するところだと思います。

ただ、国保税に関していきますと現年度分、過年度分を合わせて一番成績のいいのが色麻、それから2番目が加美、3番目が七ヶ宿、4番目が大衡、その次が丸森、そして6番目に涌谷となっております。これを、細かい業務内容まではちょっと調べかねますけれども、世帯数ですね。これは、国保世帯じゃなくて全世帯数で職員の数をみますと、色麻が279世帯に1人、加美が379世帯、それから七ヶ宿が176世帯、大衡が230世帯、丸森が421世帯で、この5つの団体の平均が279世帯。一方、涌谷は449世帯に1人ということですから、この数値を見ても職員の努力というのは大きく評価していいのではないかなと思われまうけれども、さらに町長のいう自主財源の確保あるいはそういうことからすれば国保の、一般質問にもありましたけれども未納といえますか、貧困世帯といえますか、でも均等割があるわけですからなかなか大変なことではありますけれども、他団体と比べてやっぱり職員が少ないということももう少し職員の配置というんですかね、そういったものも考慮されてはどうかかなと思いますけれども、町長の所見をお願いします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 建設的なご意見、ご指導をいただきました。前向きに検討していかなければならないのかなというふうな思いでございますけれども、前にも話しましたように、今、町民税、国保税もあわせて

滞納整理機構という姿で県のほうと連携を取りながら徴収等々に努力しております。大分、成果が上がってきているということでもあります。

そして、また徴収率が昨年あたりはもっともっと下がるのかなというような思いでありましたけれども、これからどうなるのかはわかりませんが、震災の影響でそんなに下がってはいない、徴収率がですね。この辺の原因等々もよくよく精査しながら内部検討をさせて、政治判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号 平成24年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 挙手全員であります。よって、議案第90号 平成24年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第13、議案第91号 平成24年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第91号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ341万6,000を減額いたし、総額を1億4,204万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、保険基盤安定繰入金及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 説明を省略し質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第91号 平成24年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第91号 平成24年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第92号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第92号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ540万8,000円を増額し、総額を1,767万4,000円といたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では前年度の土地の売払収入を繰越金として増額いたすもので、歳出につきましては繰越金確定分等として予備費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第92号 平成24年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第93号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第93号の提案の理由を申し上げます。

本案は歳入歳出に153万7,000円を増額し、総額をそれぞれ5億4,440万9,000円といたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では東京電力発電所事故賠償金、一般会計繰入金の増額でございます。歳出につきましては、涌谷浄化センター維持管理に係る光熱水費及び施設管理用薬品等、今後見込まれる増額補正でございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、議案第93号公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開きください。歳入でございます。

5款繰入金1目一般会計繰入金で149万8,000円の増額をお願いするものでございますが、ただいま町長の提案理由にありましたが涌谷浄化センター維持管理にかかわる施設管理用薬品及び電気料、電話料等の今後の不足見込み分につきまして、歳出総額から歳入総額の差額分について一般会計より繰り入れをお願いするものでございます。

7款諸収入3目弁償金におきまして3万9,000円の増額をお願いするものでございますが、これは平成23年12月から平成24年3月分までの涌谷浄化センター汚泥放射能検査費の原子力発電所事故賠償金の確定により増額をお願いするものでございます。

予算書8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。

1款下水道費1目下水道総務費2一般管理経費27節公課費で33万6,000円の増額をお願いするものでございますが、これは平成23年度の消費税及び地方消費税の確定により、平成25年3月に行う平成24年度分中間申告に必要となる当初予算との差額分について今回増額をお願いするものでございます。

次に、2目下水道施設管理費、一般管理経費11節需用費、消耗品費49万3,000円、光熱水費65万7,000円及び役務費2万9,000円合わせまして117万9,000円の増額をお願いするものでございますが、これは歳入の一般会計繰入金の際にご説明申し上げましたが、涌谷浄化センター維持管理に係る施設管理用薬品及び電気料、電話等の今後の不足見込み分について増額をお願いするものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） 地震の影響もありますけれども、下水道の本管がうちの前まで来ているんですね。

そして、マンホールがあって隣のうちにもマンホールがある。ところが、最近大型トラックなんかが来ると、振動が少し激しくなったんですね。そして、隣のうちから川原町の角のところまでの本管を埋設したところが、こう沈んで段差ができるんですね。その関係かどうかわからないんですけども、振動がひどくなったんです。これは、見て直してほしいんです。そして、マンホールのあたりが粉々になっているんですよ。

ね。一遍見てほしいんです。

○議長（遠藤稔雄君） それは質疑ですか。故障箇所の調査ということで、質問とします。その調査の方法を含めて答弁をお願いします。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） 町内に、議員さんおっしゃるような程度かなりの箇所でそういうところが発生してきております。現在、災害復旧並びに災害復旧に絡む単独ということで災害復旧工事をやっておりますが、現場を再度確認させていただき、早急に手をつけられるものであれば再度補正予算等をお願いせざるを得ないのかなというふうに考えております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第93号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第94号 平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は歳入歳出に156万5,000円を増額し、総額をそれぞれ1億5,047万円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、上郡及び笹岳中央地区処理場の維持管理に係る光熱水費及びマンホールポンプ制御板、避雷器修繕等の増額補正でございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号 平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第94号 平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、議案第95号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第95号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億8,874万4,000円を増額し、総額を13億7,182万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では震災による被害者の介護サービス利用者負担額の免除期間延長等に伴う給付額増に対し、国県等の補助交付金が見込まれますことから増額いたすものでございます。また、財源の不足する分につきましては、介護保険給付基金繰入金を増額いたすものでございます。歳出につきましては、保険給付費において震災による被災者のサービス利用者負担額の免除期間延長等により今後不足が見込まれますことから増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼健康福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第95号の説明をいたします。

議案書6ページ、7ページをお開きください。

介護保険につきましても、国保同様当初予算につきましては被災された方の一部負担金の免除等の減免は含まれておりませんでしたけれども、年度末に9月いっぱい、それから8月末には24年度末までというような一部負担金の免除があったことによりまして、それぞれ国の負担、10分の8になりますけれども、それら。

それから、残としては基金で財源手当てをしているものでございます。そのほかにつきましては、免除があるからふえたのかもしれないけれども、ちょっと給付費がふえておりますので、それらの年度末までの見込みを立てた予算をお願いしてございます。

それで、3、4、5につきましてはほぼルールのものでございますが、6の財産収入でございまして、これは介護保険給付基金の利子でございまして、

それから、繰入金、一般会計の繰り入れになります。1についてはルール分ですが、2につきましては地域支援事業繰入金につきましては予防事業の繰り入れ、燃料費と人件費を見込んでございます。

それから、包括的支援等事業費繰入金につきましては、成年後見人の報酬の助成の額でございます。

次のページになります。

その他一般会計の繰り入れにつきましては、職員の人件費、包括支援の事業費でございます。

それから、基金の繰り入れでございますが、歳入歳出不足額をお願いしてございます。

次、10、11ページ、歳出になります。

総務費の介護認定調査費でございますが、これにつきましては認定調査票の単価がアップしたことよつての1,000円の補正になります。

介護給付費でございますが、居宅介護サービス等の給付費それぞれほぼすべてにおいて増額になってございます。

それから、介護予防サービス等の給付費になりますが、これらは年度末までの見込み額を計上したものでございます。

次のページ、12、13ページになりますが、その他諸費の審査手数料、これは件数が多くなっておりますのでそれら手数料の増。

それから、積立金につきましては、基金利子がありますのでそれを積み立てるもので、基金積み立て後の額でございますが、残額が8,189万5,000円、8,189万5,000円でございます。

それから、地域支援事業費の介護予防事業費につきましては、公用車の燃料費それから職員の人件費分となります。

次のページになりますが、14、15ページ、包括的支援等事業費になりますが、これらにつきましても公用車の燃料、それから扶助費として成年後見人の報酬の助成、入所者3名分が見込まれますのでそれらの助成費でございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よつて、議案第95号 平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、議案第96号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第96号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ131万円を減額し、総額を2,307万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、職員人件費の減額等でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第96号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第96号 平成24年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、議案第97号 平成24年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第97号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益的収入につきましては380万5,000円を増額、収益的支出につきましては157万4,000円を減額、資本的支出につきましては4,782万9,000円を減額いたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、収益的収入では公共下水道災害復旧工事等に伴う受託工事収益の増額、収益的支出につきましては福沢浄水場電気料の増額、上谷地地区舗装復旧工事の延期による工事費の減額及び受託工事費等の増額でございます。資本的支出につきましては、入札差金と小里地区、産仮小屋地区の配水管新設工事費を翌年度実施のため、また涌谷橋水管橋更新工事に係る負担金を精算見込み額により減額いたすも

のでございます。

詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課安田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（安田富夫君） それでは、議案第97号についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。収入でございます。

ただいま町長の提案理由にもございましたように、1款水道収益1項営業収益で380万5,000円の増額でございますが、これは受託工事収益の増額でございます。

次に、支出でございますが、2款水道事業費用1項営業費用におきまして431万1,000円の減額でございますが、主に上谷地地内路面復旧工事の次年度施工及び職員人事異動に伴う総係費の減額でございます。

続きまして、資本的支出でございますが、4款資本的支出1項建設改良費におきまして4,782万9,000円の減額でございますが、主に県道河南築館線小里松崎地内及び産仮小屋地内配水管新設工事費が事業主体等の都合により次年度施工となったほか、現在施工中の涌谷橋添架水管橋更新負担金の確定見込み並びに工事入札差金による工事費の減額でございます。

次に、収益的支出の内訳についてご説明申し上げます。予算書8ページ、9ページをお開きください。

予算書1ページでご説明申し上げました内容と重複するところもございますが、収入におきまして1款水道収益2目受託工事収益におきまして380万5,000円の増額でございますが、公共下水道の農集排災害復旧工事に伴う砂田前地内、丸山地内及び迫地内の受託工事収益のほか、蔵人沖名地内消火栓移設及び淡島団地内配水管移設に伴う受託工事収益でございます。

支出でございます。2款水道費用1項営業費用におきまして431万1,000円の減額でございます。内容といたしまして、1目原水及び浄水費におきまして福沢浄水場の動力機について今後不足見込み分として75万4,000円の増、2目配水及び給水費において上谷地地内路面復旧工事が事業主体の都合により次年度施工となったための315万円の減、3目受託工事費315万5,000円の増額でございますが、委託料で公共設計委託料50万円の減、また公共農集災害復旧工事に伴う砂田前地内、丸山地内及び迫地内の受託工事及び蔵人沖名地内消火栓移設並びに淡島団地内配水管移設に伴う受託工事費365万5,000円の増でございます。4目総係費におきまして、職員の人事異動に伴う給料及び手当並びに福利法定費、合わせまして507万円の減でございます。

次に、資本的支出の内訳についてご説明申し上げます。予算書10ページ、11ページをお開きください。

4款資本的支出1項建設改良費において4,782万9,000円の減額でございますが、これは県道河南築館線小里松崎地内及び産仮小屋地内配水管新設工事が事業主体等の都合により次年度施工となったほか、現在施工中の涌谷橋添架水管橋更新負担金の確定見込み並びに工事入札差金による工事費の減額となったものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号 平成24年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第97号 平成24年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第20、議案第98号 平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第98号の提案の理由を申し上げます。

本案は収益的収入につきましては、9月定例会でお認めいただきました平成23年度災害復旧工事のため病床閉鎖に伴う収益的収入の減額分について、全額を一般会計負担金として増額をいたすものでございます。収益支出につきましては、人事異動等に伴う給与費の減額及び経費企業債利息の年度内所要見込み額を増額いたそうとするものでございます。資本的収入につきましては、企業債の増額で資本的支出につきましては病院改修事業等の確定による減額及びオーダーリングシステム追加導入、企業債の公的資金保証金免除繰り上げ償還に伴う増額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 病院総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第98号 平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に3,883万6,000円を追加し、収益的支出を2,002万5,000円減額いたすものでございます。3条におきましては、予算第4条で定めました資本的収入に1億5,540万円を追加し、資本的支出に1億6,166万1,000円を追加いたすものでございます。ただいま町長のご説明にもありましたとおり、年度末に企業債の借りかえを予定いたしているものでございます。それらの増減でございます。

補正予算書2ページ、4条でございます。

企業債の限度額の補正をお願いいたすものでございますが、補正予算書の資本的収入及び支出の補正で詳細をご説明申し上げたいと思います。第5条で一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、補正予算書10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の補正でございます。1款病院事業収益1項医業収益3目その他医業収益3,883万6,000円の増額でございますが、一般会計でもご説明いたしました9月補正予算で調整いたしました工事に伴う入院収益減額分を一般会計でご負担いただくものでございます。

次に支出でございます。2款病院事業費用1項医業費用1目給与費並びに3目経費につきましては、人事異動及び年度内所要額見込みによります減額、増額をそれぞれお願いいたしますものでございます。

2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、先ほどご説明いたしました企業債の借りかえによります繰り上げ償還を予定しております。その繰り上げ償還に伴います企業債利息9万1,000円の増額をお願いいたしますものでございます。

次に、補正予算書12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の補正でございます。

初めに、支出のほうからご説明をいたします。4款資本的支出1項建設改良費でございますが、病院改修事業等の年度内執行額の見込みによります減額補正と平成23年度に新たに導入いたしましたオーダーリングシステムでございますが、そのシステムの追加導入によります増額補正をお願いするものでございます。オーダーリングシステムにつきましては、平成23年度薬の処方と検査のオーダーの部分的な導入からのスタートでございました。今年度、24年度はレントゲンオーダーと給食オーダーの追加導入をそれぞれ予定いたしますものでございます。財源につきましては、今回資本的収入の企業債をお願いいたしますものでございますが、平成24年度国民健康保険の特別調整交付金での補助金を来月、1月に申請を行う予定としております。国保直診施設で電子カルテ、オーダーリング等を導入した際に交付されるこの補助金も今年度、平成24年度までの事業とされておりますので、今回この補助事業を活用しシステムの追加導入を行い、効率化を図るものでございます。なお、補助金の交付決定を受けた際につきましては、財源の組みかえを行う予定としているものでございます。

4項償還金1目企業債償還金1億6,680万円の増額補正をお願いするものでございます。企業債におきましては、公的資金保証金が免除される繰り上げ償還の対象となる条件が、年利5.0%以上の借り入れが対象とされました。5.0%以上の企業債の借り入れが今回対象とされました。決算書でも企業債の借り入れ明細についてはお示ししているところでございますが、昭和60年に借りた企業債3,800万円を借りたんですが、これが年利5.2%。これは当時の設計委託ですね。昭和63年にお借りした企業債4億6,160万円、これは病院建設に借りた企業債ですが年利5.1%、これら2本がそれぞれ5年、6年の償還を残している企業債でございます。今回新たに借り入れをいたしますものでございます。62年債、63年債、2本の今年度末、平成25年3月末での未償還の元金1億6,680万円を返還し、新たに収入の3款資本的収入3項企業債1目企業債として1億6,670万円を借り入れるものでございます。新たに借りかえをする利率につきましては、現在1.2%程度の利率と見込んでおります。借りかえしたことによる企業債の利息は、おおむね1,970万円程度の減額が見込めるものであります。

補正予算後の当年度損益につきましては、3,294万3,000円の赤字となるものでございます。減価償却前では、6,007万6,000円の黒字となるものでございます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番、賛成ですか、反対ですか。（「賛成」の声あり）賛成。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

4番、お願いします。

○4番（久 勉君） 9月の補正の際に、改修工事のためにベッド数が減ると。そのことによって3,883万6,000円の入院収益が減るということで9月の補正がされました。そのときに申し上げたんですけども、ハードのほうについては災害でその補助があると。ただソフト、災害によって直さなきゃないためにそのベッドが減るわけですから、やっぱりその原因は災害ということがわかっていることなので、できれば特別交付税とか何とかで頑張ってもらいたいということを申し上げておきましたら、今回一般会計のほうから同額3,883万6,000円を繰り出すということで、その繰り出すことによって赤字の額が幾らかでも減少すること、あるいはそこで働く職員にとって、そういうことで赤字黒字といわれるのはやっぱりそこで働いている職員はものすごくつらいことでもありますから、災害によるものということであればやはり一般会計で見えあげるのが私は妥当なことかなと思います。また、その英断されたことに対して賛意を表するものであります。

ただし、今の説明で3,294万3,000円ということですけども、これは9月の補正のときにもちょっと思っただんですけども、原材料費とか、当然入院患者数さんが減れば医薬品であれ資材であれ、そういったものも数は少なくなろうかと思えます。ただ、そのことはこの補正では触れていませんけれどもきっちり管理していただいて、赤字の幅を年度が終わったときに幾らかでも少なくするよう、このことは一般会計でこうして見ていただいたということをやはり職員の方みんなにきちんとお話し申し上げて、士気を高めていただくということでもきちんとご理解していただいて、仕事に当たっていただければと思います。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号 平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第98号 平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで、10分休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。



◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第21、議案第99号 平成24年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第99号の提案の理由を申し上げます。

本案は人事異動に伴う給与費の増額及び材料費経費を減額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号 平成24年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第99号 平成24年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第22、議案第100号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第100号の提案の理由を申し上げます。

本案は人事異動に伴う給与費を減額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第100号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を採決いた

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第100号 平成24年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議発第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第23、議発第10号 生活重建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会事務局班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第10号

生活重建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成24年12月21日

提出者	涌谷町議会議員	大橋信夫
賛成者	同	加藤紀
賛成者	同	鈴木英雅
賛成者	同	久勉
賛成者	同	木村正義
賛成者	同	大泉治

涌谷町議会議長 遠藤釈雄殿

別紙。

生活重建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書（案）

東日本大震災の被災者が、住宅の全半壊や主たる生計維持者の死亡などの被害を受けた場合、市町村において、介護保険制度における利用者負担の減免措置がなされているが、本年7月の厚生労働省からの事務連絡により、今年10月からは減免額10分の8が国からの財政援助となり、復興を目指す自治体の大きな負担となっている。財政支援の期間についても来年3月まで延長されているが、その後の取り扱いについては、

いまだに未定である。また、介護保健施設における食費・居住費の減免措置に対する財政支援は、既に本年2月末で打ち切られている。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、介護や支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められている。

よって、国においては、生活再建に至らない被災者に対する利用者負担減免措置に対する財政支援を被災者の生活再建が実現するまで延長するとともに、介護保険料及び介護保険施設における食費・居住費に対する減免措置を再度財政支援の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの事務局総務班長の朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第10号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議発第10号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出については提出することに決しました。

◇

◎議発第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤積雄君） 日程第24、議発第11号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局主任をもって朗読いたします。事務局主任。

○議会事務局主任（金山みどり君） 朗読いたします。

議発第11号

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成24年12月21日

提出者	涌谷町議会議員	大橋 信夫
賛成者	同	加藤 紀
賛成者	同	鈴木 英雅
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	木村 正義
賛成者	同	大泉 治

涌谷町議会議長 遠藤 積雄 殿

別紙。

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

厚生労働省が発表した平成23年の合計特殊出生率は前年と同率の1.39となった。人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城県の平成23年の合計特殊出生率は前年の1.30から1.25と下降している。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。また、被災した子供たちは、生活環境の激変により心身ともに影響を受けており、安心して受診できる制度が必要である。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院2歳まで入院就学前までを対象にし、全国的に見ても最低の4県の内の一つである。全国では、2012年10月現在、通院を就学前まで助成する県が26県、それ

以上まで助成する県が12県、群馬県・東京都・鳥取県は15歳年度末まで助成している。

県内市町村の乳幼児又は子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興を目指すに当たり、県の乳幼児医療費助成制度の充実が自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

宮城県涌谷町議会

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの事務局主任の朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第11号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議発第11号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については提出することに決しました。



◎議発第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第25、議発第12号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会事務局班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第12号

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を

2013年4月以降も継続を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成24年12月21日

提出者	涌谷町議会議員	大橋信夫
賛成者	同	加藤紀
賛成者	同	鈴木英雅
賛成者	同	久勉
賛成者	同	木村正義
賛成者	同	大泉治

涌谷町議会議長 遠藤積雄 殿

別紙。

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書（案）

東日本大震災により、被災した国保と後期高齢者医療制度の被保険者等に対する医療費の一部負担金免除の「特例措置」は、2012年9月30日で打ち切られました。

2012年10月以降は、各保険で規定されている災害等による減免への財政措置での対応となり、国の財政支援は10割から8割に削減され、残る2割を被災自治体が負担し、2013年3月31日まで減免を行うことになりました。

一方、協会けんぽに加入する被災者に対する医療費の一部負担金免除は、9月30日で打ち切られました。また、国保・後期高齢者医療制度の保険料免除も打ち切れ、10月から保険料負担が発生しています。

被災地では、雇用確保や生活再建が進まない中で、生活環境の変化による体調の悪化、介護や支援が必要となる被災者もあり、医療の一部負担金免除が区切られては安心して医療機関を受診できないだけでなく、復旧・復興はますます遠ざかるばかりです。

つきましては、下記事項を要望し、国の責任で、生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を2013年3月末日で区切らず継続することを求めます。

記

1 国保・後期高齢者医療の被保険者等の医療費一部負担金の免除措置は、2013年4月1日以降国の全額負担で継続すること。

2 協会けんぽに加入する被災者の医療費一部負担金の免除を国の全額負担で再開すること。

3 2012年10月以降の医療費一部負担金を免除した自治体の負担分を国の責任で全額補てんすること。

4 被災者の国保・後期高齢者医療保険料の減免を2012年10月に遡及して国の全額負担で再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

復興大臣 殿

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの事務局総務班長の朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第12号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議発第12号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出については提出することに決しました。

◇

◎請願・陳情

○議長（遠藤釈雄君） 日程第26、請願・陳情。今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

お諮りいたします。平成24年陳情第9号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情書から平成24年陳情第11号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情書については、会議規則第85条第2項の規定により委員会付託を省略して、即決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号から陳情第11号については即決することに決しました。

お諮りいたします。陳情第9号につきましては、先ほど議発第10号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情書は、みなす採択と決しました。

次に、陳情第10号についてをお諮りいたします。陳情第10号につきましては、先ほど議発第11号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める陳情書については、みなす採択と決しました。

次に、陳情第11号についてお諮りいたします。陳情第11号につきましては、先ほど議発第12号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情書については、みなす採択と決しました。

◇

◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から委員会において調査、審査中の事件につき、会議規則第70条の規定により閉会中の継続調査・審査の申し出がございます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。



◎閉会の宣告

○議長（遠藤釈雄君） 以上をもって、今期第9回涌谷町議会定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。これをもって閉会いたします。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、1議案の否決事件がございました。これを議長の立場から思慮いたしますと、議会の思いといたしましては決して町政執行を阻害するものではなく、提出された議案がどこまでこれまでの執行状況を分析して反映されたものなのか、提出事件が及ぼす関係機関、関係部署の説明理解が十分であったのか、さらに今後の町政運営上負担となる部分が発生してこないのかをできる限り検討されたものなのかということ強く心配した結果であると思っております。このことから、今後議会と町はさらに緊張感を高めながらも今議会を機会に信頼関係を一段と強くする努力をしなければならないと思った次第でございます。このことにより、議会と町は町の発展と町民福祉に寄与できるものと感じた次第でございます。

3日間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時29分